

甲良町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

平成 31 年 3 月

甲 良 町

1. 背景	1
1-1. 地球温暖化がもたらす影響	1
1-2. 地球温暖化対策を巡る国内外の動向	2
2. 計画策定の基本的事項	4
2-1. 目的	4
2-2. 対象とする範囲	4
2-3. 温室効果ガスの種類	5
2-4. 計画期間及び基準年度	5
2-5. 事務事業編の関連計画等と位置付け	6
3. 「温室効果ガス総排出量」の把握	7
3-1. 「温室効果ガス総排出量」の算定方法	7
3-2. 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳	8
4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標	2 1
4-1. 目標設定の考え方	2 1
4-2. 温室効果ガス総排出量の削減目標	2 2
5. 目標達成に向けた具体的な措置等	2 3
5-1. 目標達成に向けた取組の基本方針	2 3
5-2. 温室効果ガスの削減に関する具体的な措置	2 4
5-3. 重点的な取組と CO ₂ 削減目標達成に向けたロードマップ	2 9
6. 本計画に基づく取組の進行管理の仕組み	3 1
6-1. 推進体制と進行管理の方法	3 1
6-2. 実施状況の点検・評価	3 2
6-3. 実施状況の公表	3 3
資料	3 4
資-1. COOL CHOICE 賛同証明書	3 4
資-2. 施設別の CO ₂ 排出量の一覧	3 5
資-3. 各年度の算定に用いた排出係数	3 7
資-4. 施設区別の削減量試算結果	3 8
資-5. 用語集	4 0
資-6. 関係法令等	4 2
資-6.1 地球温暖化対策の推進に関する法律の抜粋	4 2
資-6.2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の抜粋	4 5
資-6.3 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の抜粋	4 7

1. 背景

1-1. 地球温暖化がもたらす影響

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて化石燃料の使用を増大させた結果「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

過去 100 年間に地球全体の平均気温は 0.3~0.6℃と急激に上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増え続けると、2100 年には平均気温が約 2℃上昇すると予測されています。

地球温暖化の進行は、海面の上昇や異常気象を起こすおそれがあるとともに、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼします。

地球温暖化の影響は、日常生活では気が付きにくいものですが、気温が上昇することにより以下のような様々な影響があると指摘されています。

地球温暖化がもたらす主要なリスク



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

これらの影響を回避・軽減するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要となっています。

1-2. 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）、フランス・パリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、“世界の平均気温上昇を工業化以前から2℃以内に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること”を目的にしています。

また、主要排出国・途上国を含む全ての国が、削減目標を策定し国内措置を遂行するとともに、5年ごとに削減目標を提出し、自国の取組状況を定期的に報告、そして世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行うことなどが定められています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

国は、2015年（平成27年）7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度（平成42年度）の温室効果ガス削減目標を、2013年度比（平成25年度比）で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。



各国の削減目標

国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋

国名	削減目標		
 中国	2030 年までに	GDP当たりのCO ₂ 排出を 60 - 65 % 削減	2005年比
 EU	2030 年までに	40 % 削減	1990年比
 インド	2030 年までに	GDP当たりのCO ₂ 排出を 33 - 35 % 削減	2005年比
 日本	2030 年までに	26 % 削減 <small>※2005年比では25.4%削減</small>	2013年比
 ロシア	2030 年までに	70 - 75 % に抑制	1990年比
 アメリカ	2025 年までに	26 - 28 % 削減	2005年比

平成27年10月1日現在

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

また、パリ協定の採択を受け、国は地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画」（2016年（平成28年）5月13日）が閣議決定されました。

「地球温暖化対策計画」は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」と表記）第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。

この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

（3）滋賀県の取組

県は、地球温暖化対策推進法第21条及び滋賀県低炭素社会づくり推進条例第8条に基づき、低炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の「地球温暖化対策計画」に即すとともに、滋賀県基本構想や滋賀県環境総合計画と整合を図り、その他関連する県が策定している計画と連携して取組を進めるものとし「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し平成29年（2017年）3月に改定されています。

（4）本町の取組

本町では、平成21年2月に地域の身近なエネルギー資源を見直して新エネルギーとしての活用を進めるため「甲良町新エネルギービジョン」を策定するとともに、（一社）滋賀グリーン購入ネットワークの会員となりグリーン購入をはじめとする環境負荷低減活動を推進しています。

また、甲良西小学校における太陽光発電設備の導入や老朽化照明のLED化をはじめ、空調機器の設定温度のきめ細かな調整、ノー残業デーやクール（ウォーム）ビズの実施、住民サービスカウンター以外の昼休み時間の消灯などに取り組み、平成30年度には温室効果ガス排出量の削減達成へ向けた国民運動である「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同し普及啓発を図るなど、地球温暖化対策に地域をあげて取り組んできています。

甲良西小学校における太陽光発電設備



2. 計画策定の基本的事項

2-1. 目的

「甲良町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」と表記）は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき策定するもので、本町の事務・事業における温室効果ガスの排出量を削減し、吸収作用を保全及び強化するため、本計画の対象施設における省エネルギー化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた目標を定め、具体的な措置と推進体制を定めるものです。

地球温暖化対策推進法 第21条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2-2. 対象とする範囲

本計画の対象となる事務・事業の範囲は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、本町の組織及び施設におけるすべての事務・事業とし、指定管理施設を含む町内全ての公共施設を対象とします。

ただし、公営住宅等の個人の生活に伴う施設や利用形態の変更により現在は倉庫として利用されている施設など、エネルギー使用量の把握が困難な施設は対象外としています。

以上を踏まえ、本計画の対象とする範囲は、本町の事務事業に係る34施設とします。

施設区分	中分類	施設数
事務所等	庁舎、公民館、管理事務所、消防施設など	11施設
学校等	小中学校、保育センター、子育て支援センター	7施設
集会所等	図書館、保健福祉センター	2施設
福祉施設	デイサービスセンター、グループ高齢福祉施設	3施設
水道事業	上水道施設	2施設
その他	その他行政系施設	9施設
	施設計	34施設

2-3. 温室効果ガスの種類

本計画で対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲載されている以下の 7 種類のガスです。

このうち、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項に基づき、1 から 6 の 6 種類のガスとなりますが、本計画では特に排出量の多い二酸化炭素（CO₂）に着目して削減計画を策定します。

温室効果ガスの種類

温室効果ガス名称	地球温暖化係数（※）	性質	用途、排出源
1 二酸化炭素（CO ₂ ）	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼等。
2 メタン（CH ₄ ）	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等。
3 一酸化二窒素（N ₂ O）	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）等のような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセス等。
4 ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	12～ 14,800	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス等。
5 パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390～ 17,340	炭素とフッ素から構成されるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセス等。
6 六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体等。
7 三フッ化窒素（NF ₃ ）	17,200	窒素とフッ素から構成される無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセス等。

※ 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を 1 として、各温室効果ガスの強さを数値化したものです。各温室効果ガスの地球温暖化係数は、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条に定められています。

2-4. 計画期間及び基準年度

本計画の対象期間は 2019 年度（平成 31 年度）から 2030 年度（平成 42 年度）までとします。

計画の見直しについては、計画期間のおよそ中間年にあたる 2025 年度（平成 37 年度）に実態把握及び評価を行うとともに、情勢等が大きく変化した場合などは、その都度見直しを行います。

また、目標年度に対する削減量などの割合又は量を示すための基準となる年度として、2013年度（平成25年度）を基準年度と定めます。

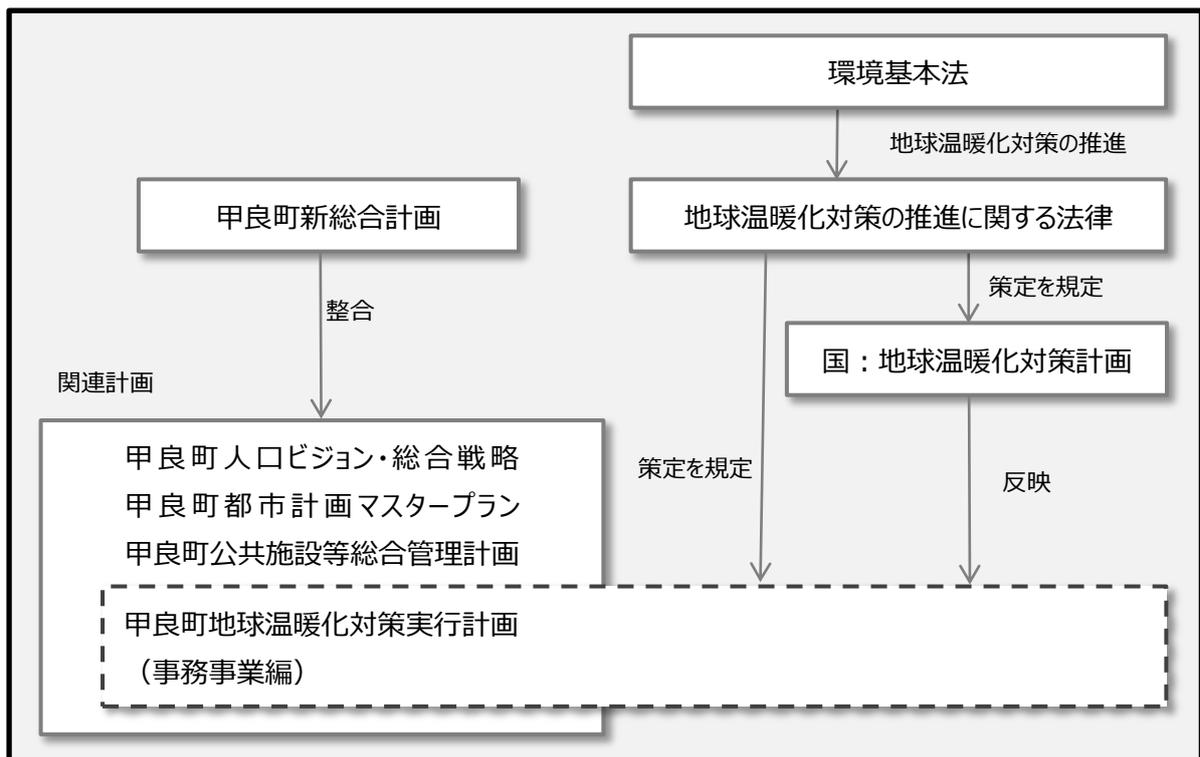
計画期間のイメージ



2-5. 事務事業編の関連計画等と位置付け

本計画は、根拠法及び国の計画、本町の上位関連計画を踏まえて策定します。

上位関連計画等との位置付け



3. 「温室効果ガス総排出量」の把握

3-1. 「温室効果ガス総排出量」の算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量は、2017年（平成29年）3月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0（環境省）」に基づいて算定します。

「温室効果ガス総排出量」は、地球温暖化対策推進法第2条第5項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに、地球温暖化対策推進法施行令で定める方法により算定される排出量に、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

各温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。

活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量（活動量）に、排出係数を乗じることにより算定します。

なお、電気の排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣の告示による実排出係数を用います。

N年度に行う「温室効果ガス総排出量」（N-1年度実績）の算定には、N-2年度の実排出係数を用い算定します。

温室効果ガス排出量の算定式

●温室効果ガス排出量の算定式●

- 温室効果ガス総排出量 = \sum 物質別排出量 × 当該物質の地球温暖化係数^{※1}
- CO₂ 排出量(電気以外) = \sum 区分別活動量 × 区分別の排出係数 × 44/12^{※2}
- CO₂ 排出量(電気) = \sum 区分別活動量 × 電気事業者別排出係数^{※3}

※1 二酸化炭素を基準として、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか示した数字

※2 二酸化炭素分子1個の炭素原子1個に対する重量の比です。燃料中の炭素原子1個につき二酸化炭素分子1個が発生するという比例関係を踏まえ、炭素の量を基に二酸化炭素の量を割り戻すべく、44/12を乗じています。

※3 毎年告示（改正）される地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣の告示（平成22年8月17日、経済産業省・環境省告示第10号）に基づく排出係数です。

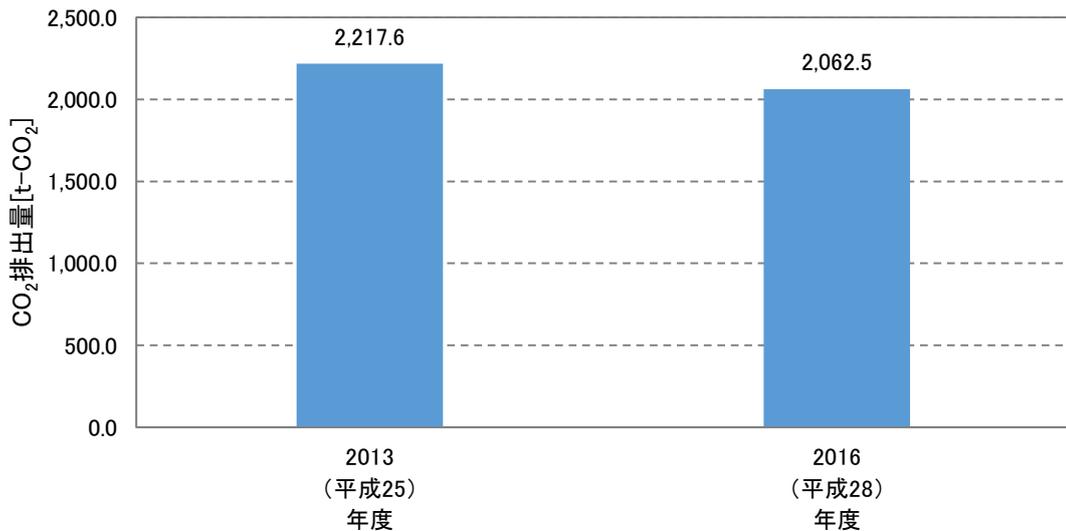
3-2. 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

(1) 本町の事務事業における温室効果ガス（CO₂）排出状況

①町全体

2016 年度（平成 28 年度）の本町の事務事業における温室効果ガス排出量は 2,062.5t-CO₂ で基準年度であり、2013 年度（平成 25 年度）の排出量と比較し 7.0% の減少となっています。

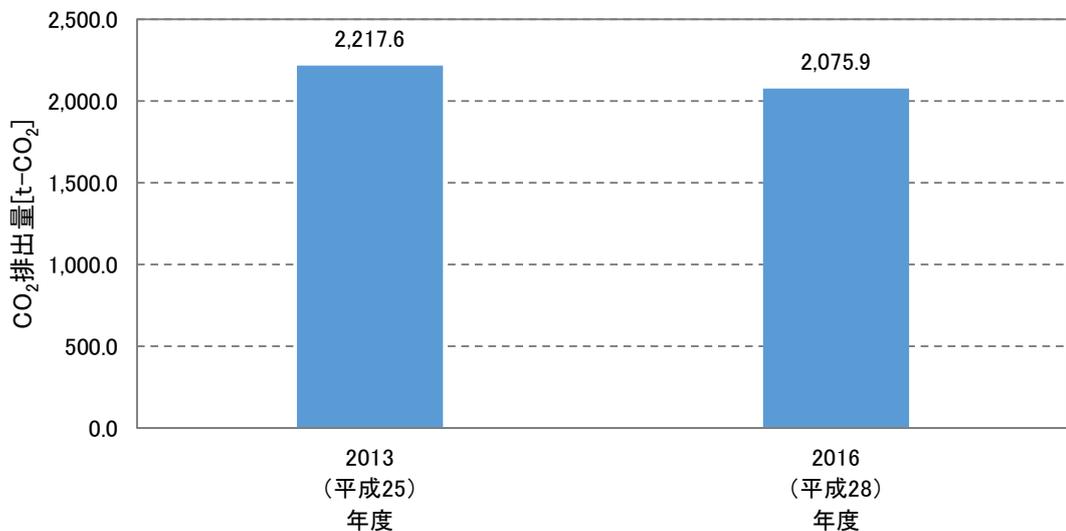
CO₂ 排出量の推移



※電気は N-1 年度の実排出係数を使用

下の図は、2012 年度の電力の実排出係数を固定して算定したもので、これによると、2016 年度（平成 28 年度）の排出量は 2,075.9t-CO₂ であり、基準年度と比較し 6.4% の減少となっています。

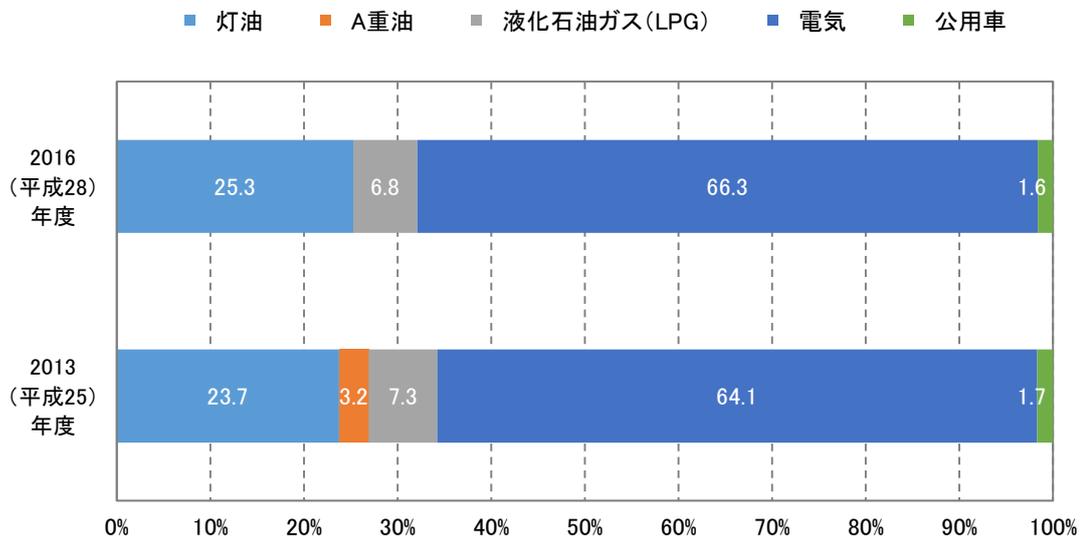
CO₂ 排出量の推移※排出係数固定



※電気は 2012 年度の実排出係数を固定して使用

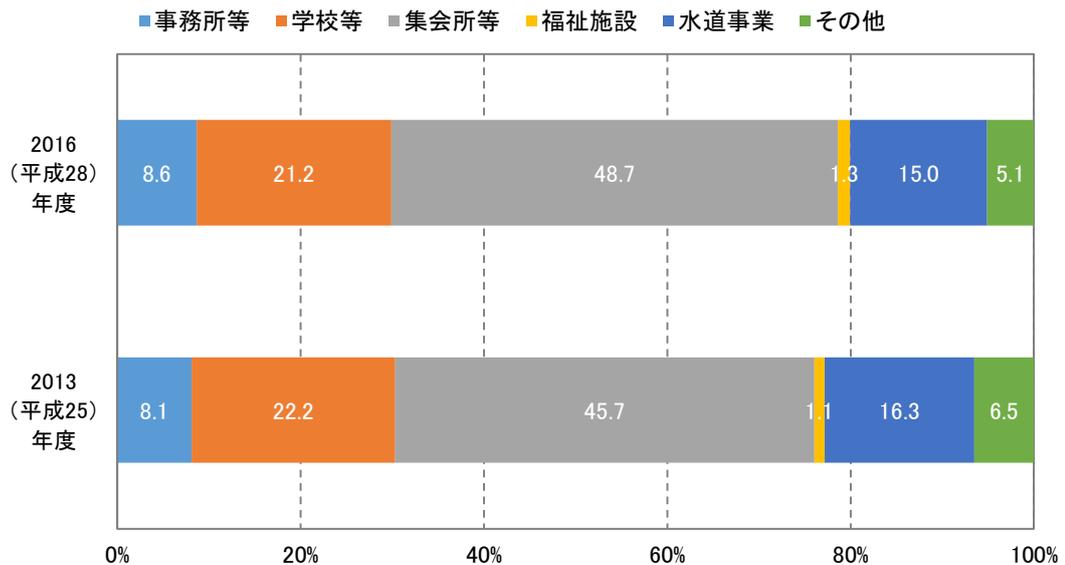
2016年度（平成28年度）におけるエネルギー別のCO₂排出量の構成比は、電気の使用によるものが最も多く（66.3%）、次いで灯油（25.3%）、液化石油ガス（6.8%）となっています。

エネルギー種別 CO₂ 排出量構成比



施設区別では、集会所等が多く、このほか学校等や水道事業からの排出量の割合が多くなっています。

施設区別 CO₂ 排出量構成比

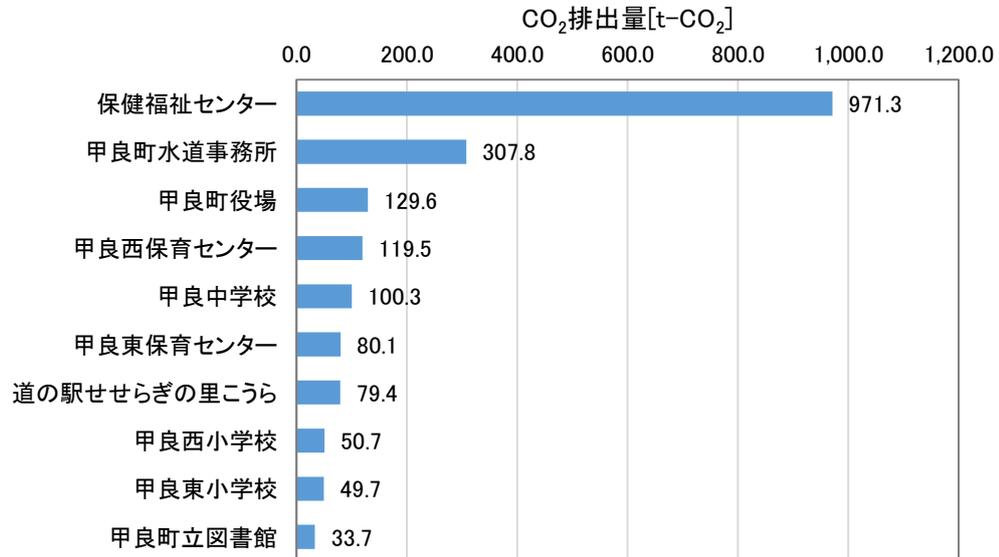


②CO₂排出量の多い施設

CO₂排出量が多い順に施設を並べると、次のとおりです。

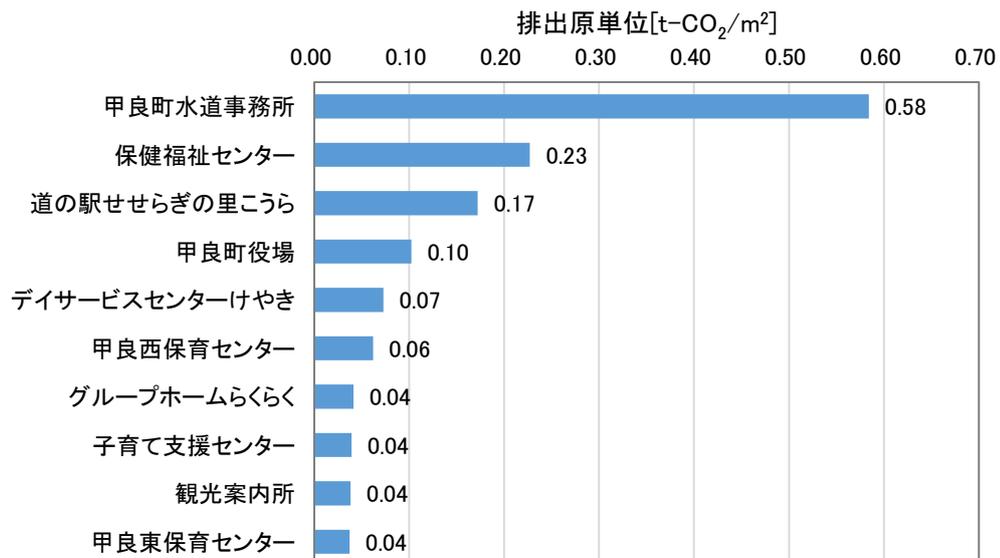
最も排出量が多い施設は保健福祉センター（971.3t-CO₂）で、次いで甲良町水道事業所（307.8t-CO₂）となっています。

施設別 CO₂ 排出量（2016 年度（平成 28 年度））の多い施設順



また、施設別排出原単位でみると、最も排出原単位が大きい施設は甲良町水道事業所（0.58t-CO₂/m²）で、次いで保健福祉センター（0.23t-CO₂/m²）となっています。

施設別排出原単位（2016 年度（平成 28 年度））の多い施設順



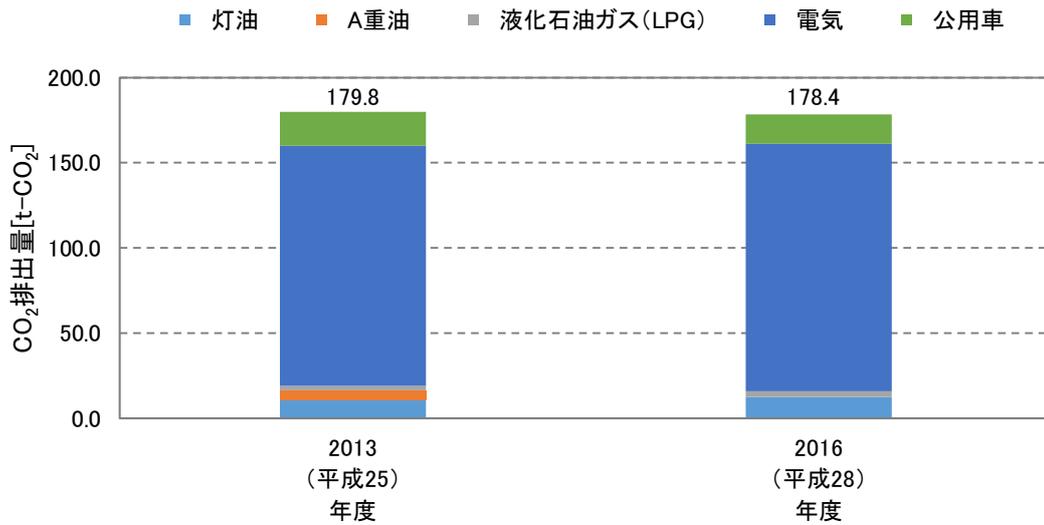
③施設類型別

1) 事務所等

事務所等におけるCO₂排出量は概ね横ばいで2016年度（平成28年度）の排出量は178.4t-CO₂となっています。

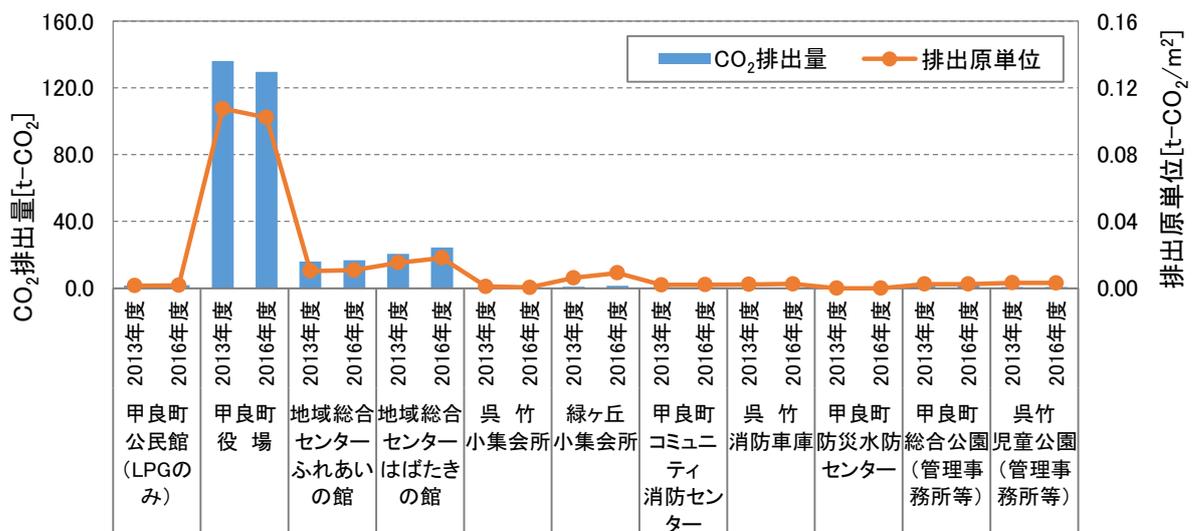
エネルギー種別にみると、電気が最も多く、2016年度（平成28年度）では約82%が電気からの排出となっています。

エネルギー種別CO₂排出量の推移（事務所等）



CO₂排出量が最も多い施設は甲良町役場で、2013年度（平成25年度）と比べ2016年度（平成28年度）の排出量は減少しています。排出原単位も甲良町役場が大きくなっています。

施設別CO₂排出量の推移（事務所等）



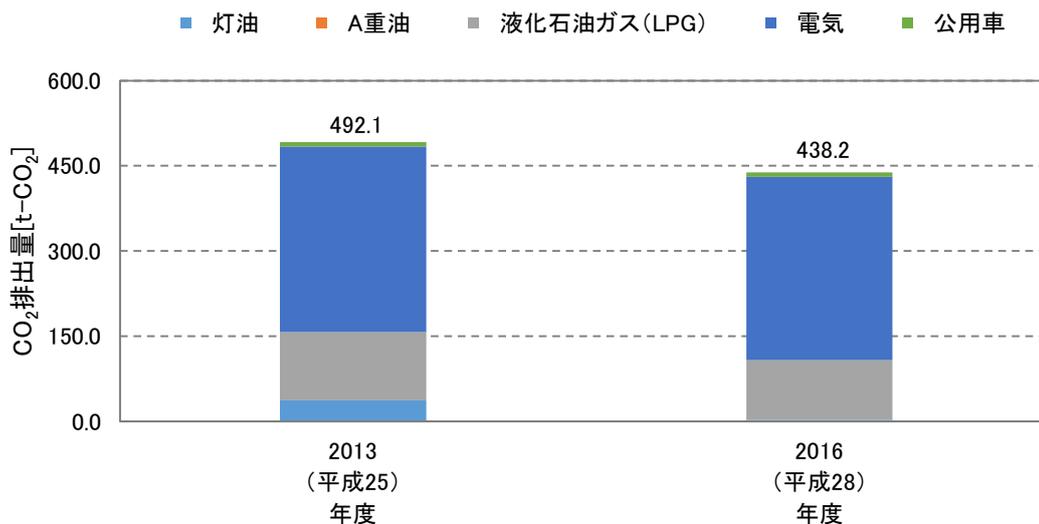
※：甲良町公民館の電気使用量は甲良町役場を含む。

2) 学校等

学校等におけるCO₂排出量は、2013年度（平成25年度）に比べ2016年度（平成28年度）には減少しており、排出量は438.2t-CO₂となっています。

エネルギー種別にみると、電気が最も多く、次いで液化石油ガス（LPG）が多くなっています。

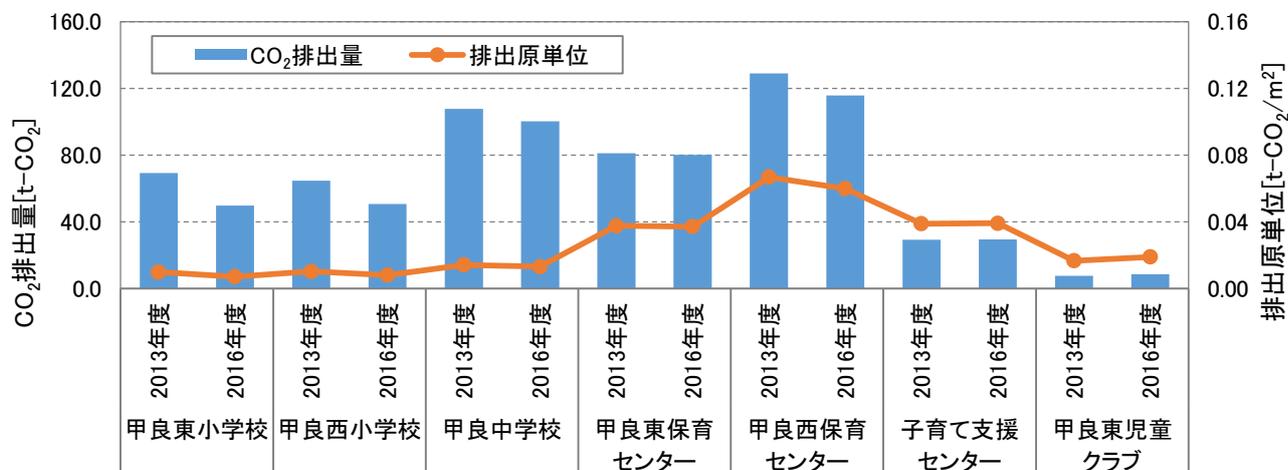
エネルギー種別 CO₂ 排出量の推移（学校等）



CO₂排出量が多い施設としては、甲良西保育センター、甲良中学校があげられます。ほとんどの施設で、2013年度（平成25年度）と比べ2016年度（平成28年度）の排出量が減少しています。

排出原単位は、甲良西保育センターが大きくなっています。

施設別 CO₂ 排出量の推移（学校等）



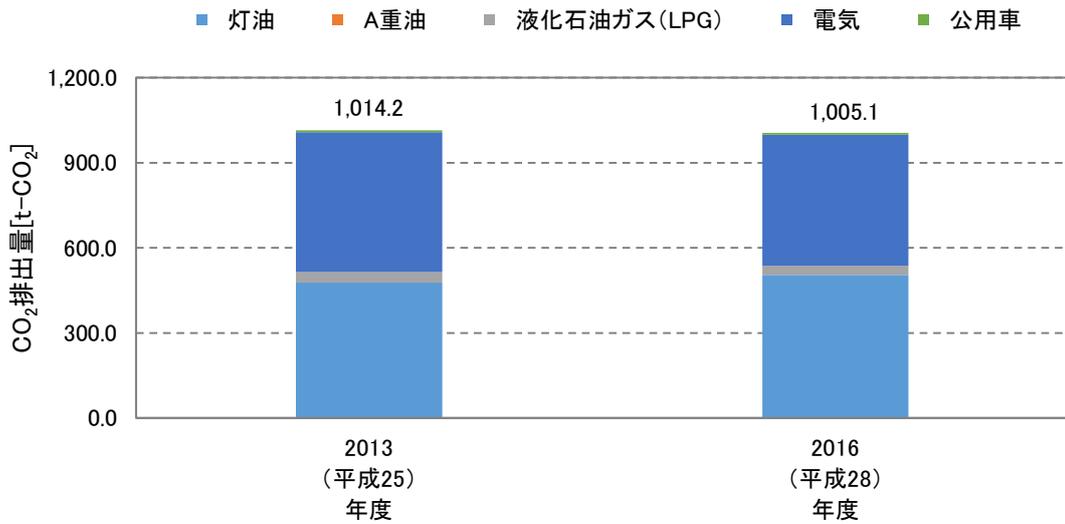
3) 集会所等

集会所等におけるCO₂排出量は概ね横ばいで、2016年度（平成28年度）の排出量は1,005.1t-CO₂となっています。

エネルギー種別に見ると、灯油が最も多く、次いで電気が多くなっています。

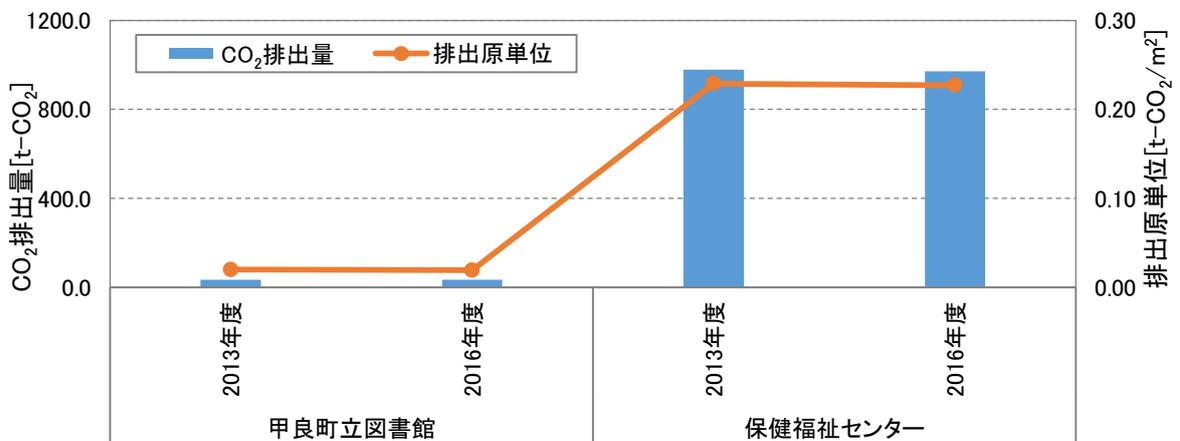
他の施設に比べて、灯油からの排出量が大いのは、保健福祉センターでの利用が多いことによるものです（保健福祉センターには温水プールが併設）。

エネルギー種別 CO₂ 排出量の推移（集会所等）



CO₂ 排出量が最も多い施設は保健福祉センターで、排出原単位も保健福祉センターが大きくなっています。

施設別 CO₂ 排出量の推移（集会所等）

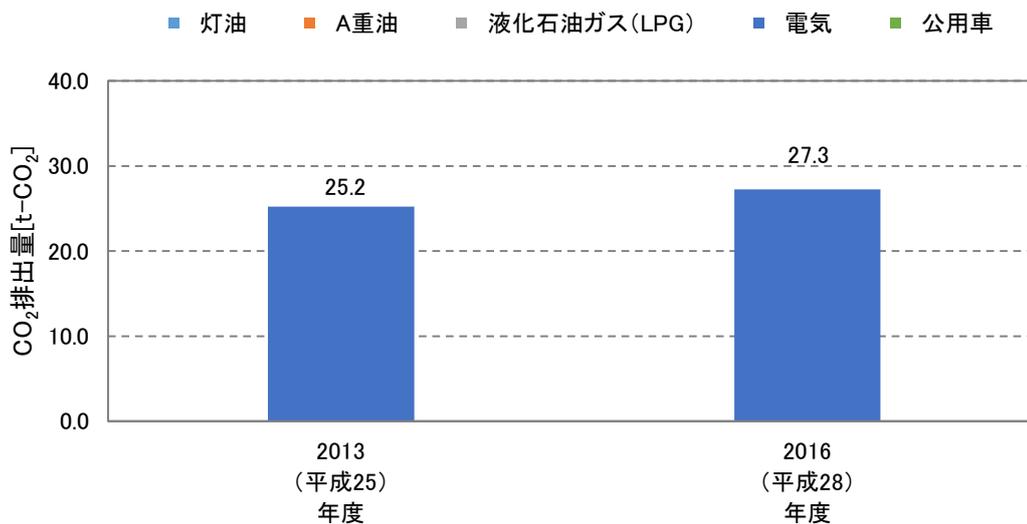


4) 福祉施設

福祉施設におけるCO₂排出量は、2013年度(平成25年度)に比べ2016年度(平成28年度)にやや増加しており、排出量は27.3t-CO₂となっています。

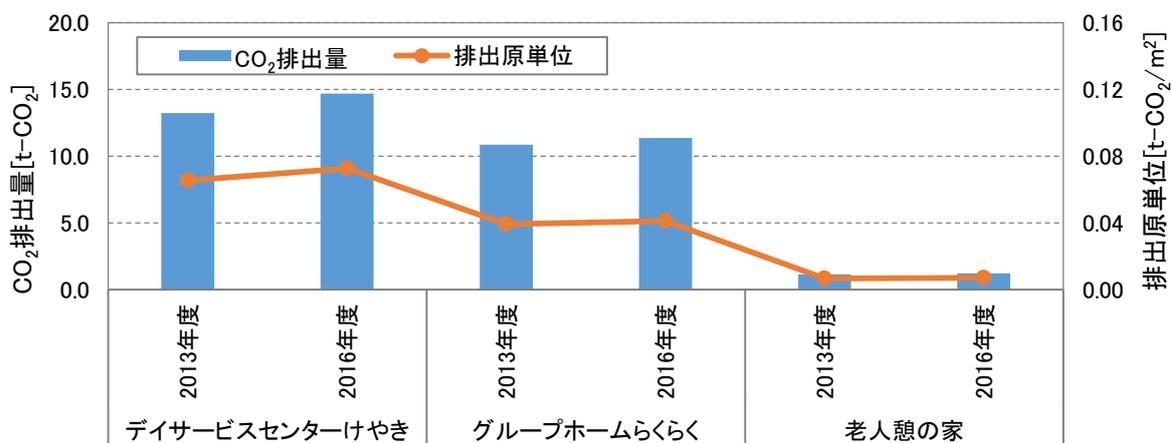
エネルギー種別に見ると、電気が100%となっています。

エネルギー種別CO₂排出量の推移(福祉施設)



CO₂排出量が最も多いのはデイサービスセンターけやきで、排出原単位もデイサービスセンターけやきが大きくなっています。

施設別CO₂排出量の推移(福祉施設)

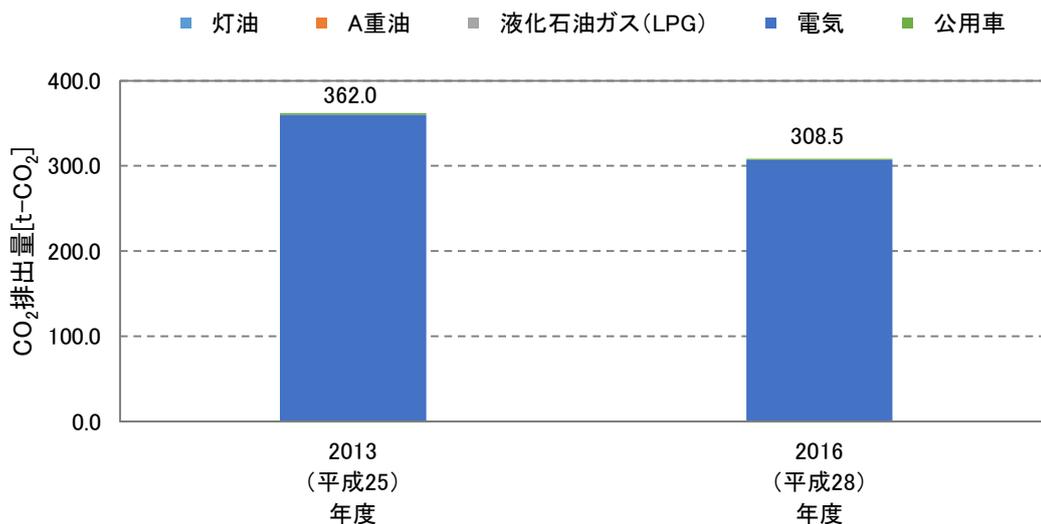


5) 水道事業

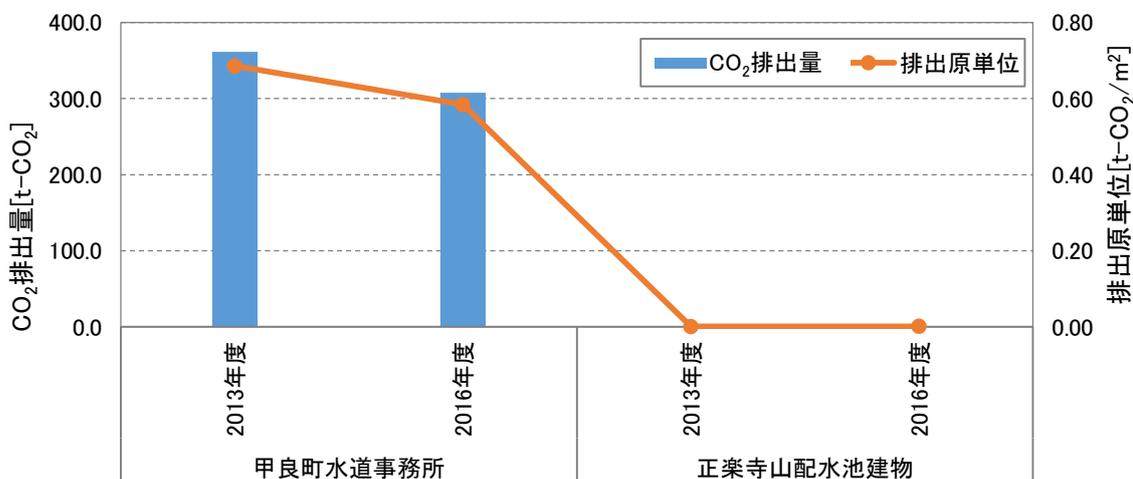
水道事業施設におけるCO₂排出量は、2013年度（平成25年度）に比べ2016年度（平成28年度）には減少しており、排出量は308.5t-CO₂となっています。

エネルギー種別にみると、電気が最も多く、99%以上が電気となっています。

エネルギー種別CO₂排出量の推移（水道事業）



施設別CO₂排出量の推移（水道事業）



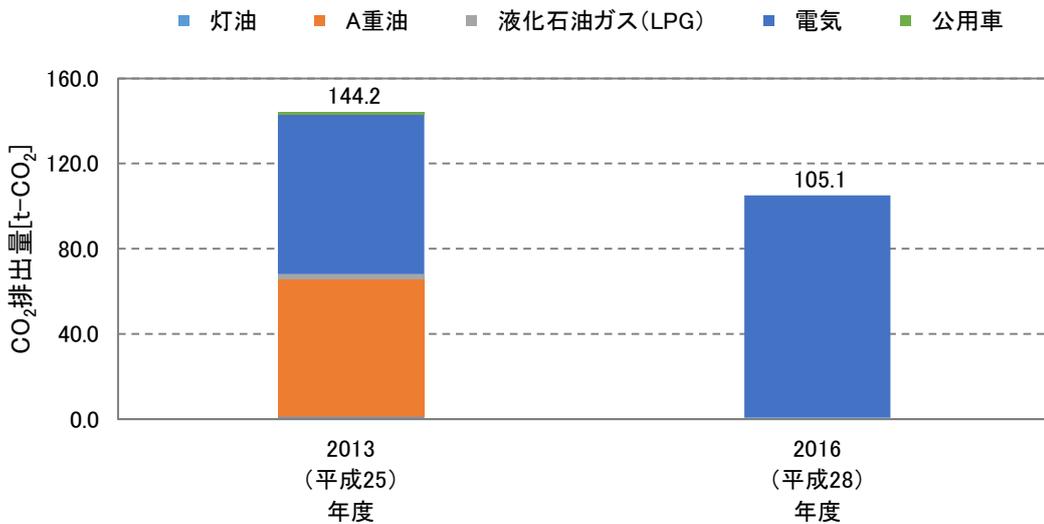
6) その他

その他施設におけるCO₂排出量は、2013年度（平成25年度）に比べ2016年度（平成28年度）には減少しており、排出量は105.1t-CO₂となっています。

エネルギー種別に見ると、2013年度（平成25年度）は電気とA重油が多くなっていましたが、2016年度（平成28年度）は、99%以上が電気となっています。

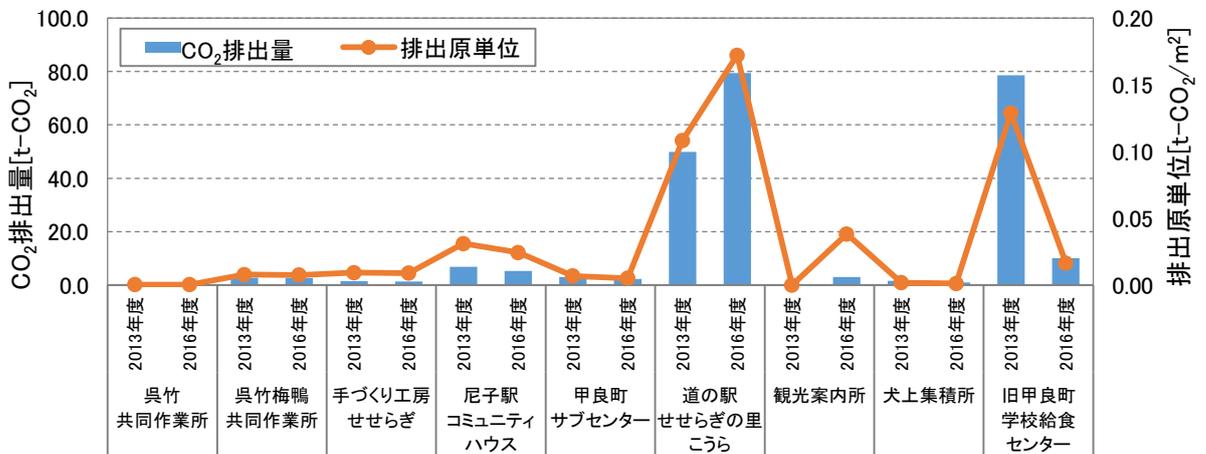
A重油からの排出量の減少は、学校給食センターの広域化に伴い甲良町学校給食センターが廃止されたことによるものです。

エネルギー種別 CO₂ 排出量の推移（その他）



CO₂ 排出量が最も多いのは道の駅せせらぎの里こうらであり、排出原単位も道の駅せせらぎの里こうらが大きくなっています。また、旧甲良町学校給食センターは、給食センターの廃止に伴う減少です。

施設別 CO₂ 排出量の推移（その他）



④基準年の排出量

本町の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガス（CO₂）の 2013 年度（平成 25 年度）の排出量は 2,217.6t-CO₂ であり、その内訳は以下のとおりです。

本計画では、本町の事務事業における温室効果ガスの大部分を占める CO₂ 排出量に着目して削減計画を策定するものとし、2013 年度（平成 25 年度）の排出量 2,217.6t-CO₂ を基準年の排出量とします。

基準年（2013 年度）の CO₂ 排出量 [t-CO₂]

CO ₂ 排出量	2,217.6
内訳	
灯油	526.4
A 重油	70.2
液化石油ガス（LPG）	162.3
電気	1,420.9
公用車	37.7

(2) エネルギー使用量の現状

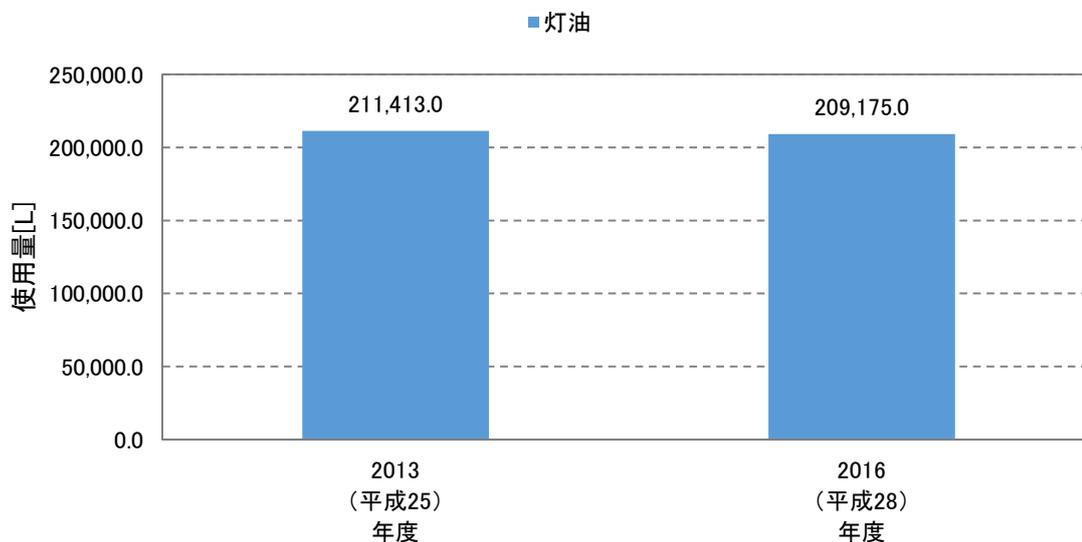
対象施設全体の年間エネルギー使用量の合計値を以下に示します。併せて、種別のエネルギー使用量の推移をグラフに示します。

年間エネルギー使用量

エネルギー種別		2013 (平成 25) 年度	2016 (平成 28) 年度
灯油	[L]	211,413.0	209,175.0
A 重油	[L]	25,900.0	0.0
液化石油ガス(LPG)	[kg]	54,108.1	46,913.5
電気	[kWh]	2,764,451.0	2,686,215.0
公用車(ガソリン)	[L]	10,708.9	9,494.4
公用車(軽油)	[L]	4,982.0	4,487.1

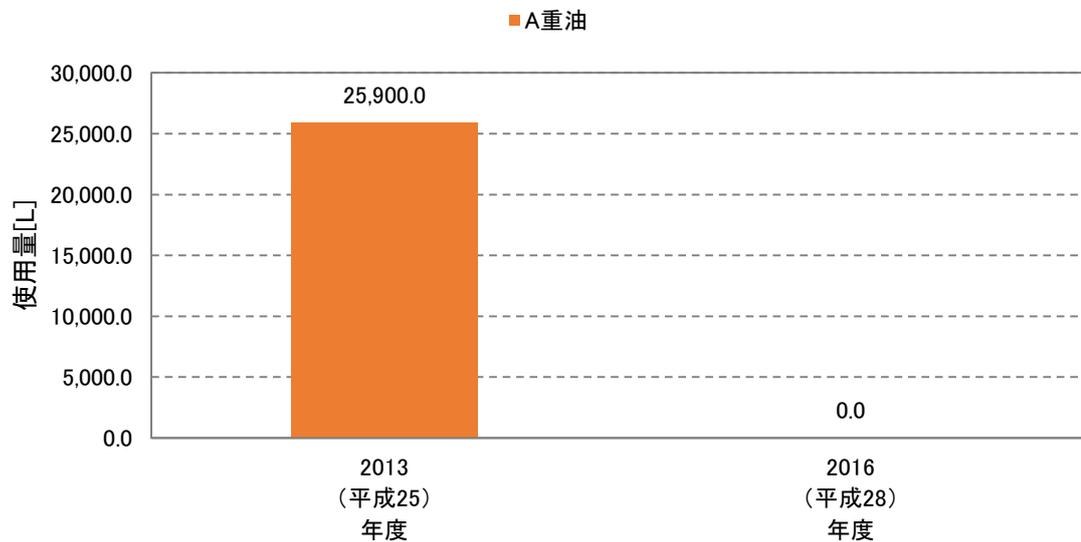
灯油は、2013 年度（平成 25 年度）と 2016 年度（平成 28 年度）の使用量は同程度となっています。

灯油の年間使用量の推移



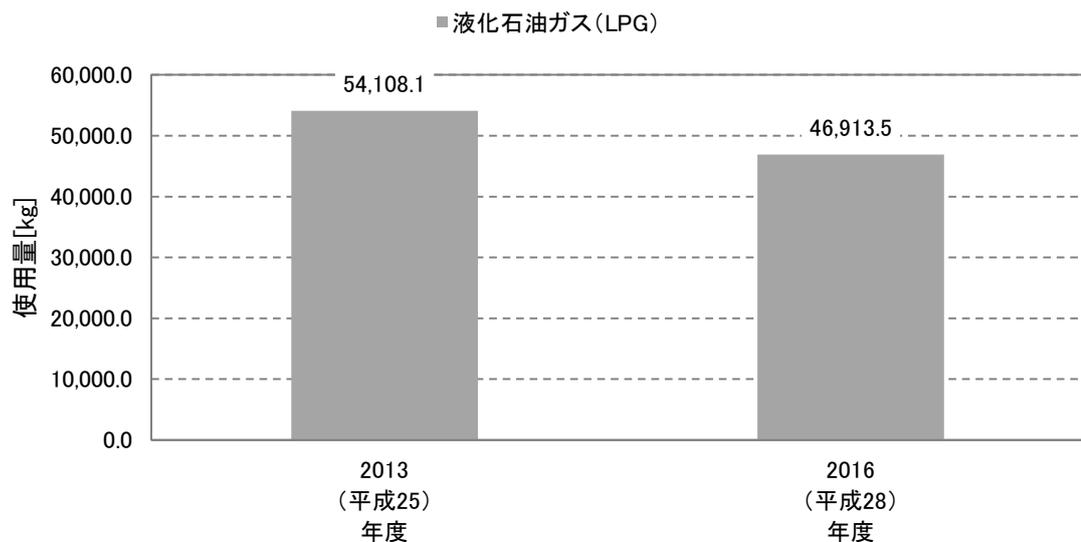
A重油は、2013年度（平成25年度）には25,900.0L使用していましたが、甲良町学校給食センターの廃止及び役場庁舎でのボイラー設備の廃止により2016年度（平成28年度）の使用量は0.0Lとなっています。

A重油の年間使用量の推移



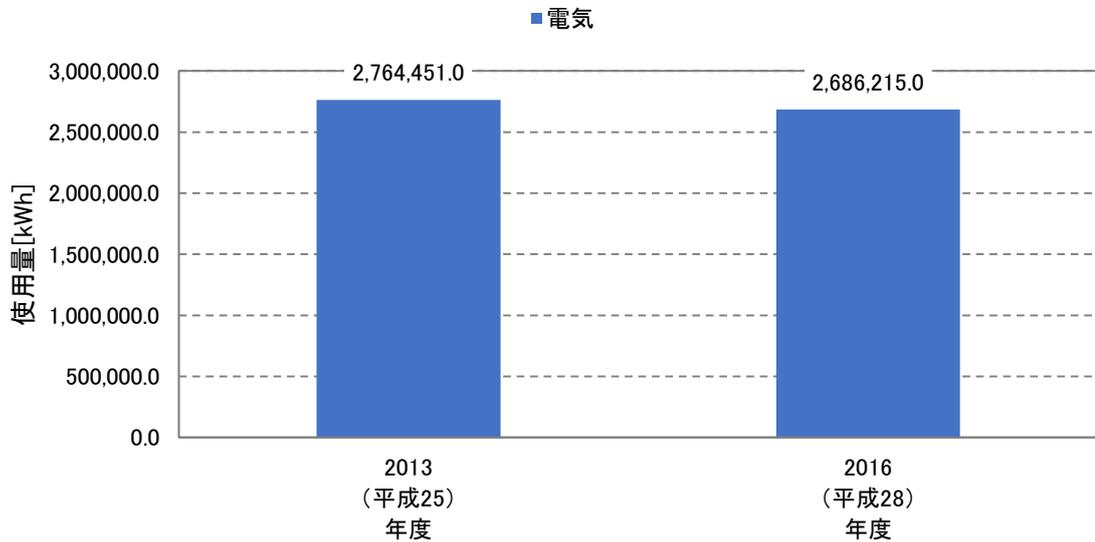
液化石油ガス（LPG）は、2013年度（平成25年度）と比べると2016年度（平成28年度）の使用量は減少しています。

液化石油ガス（LPG）の年間使用量の推移



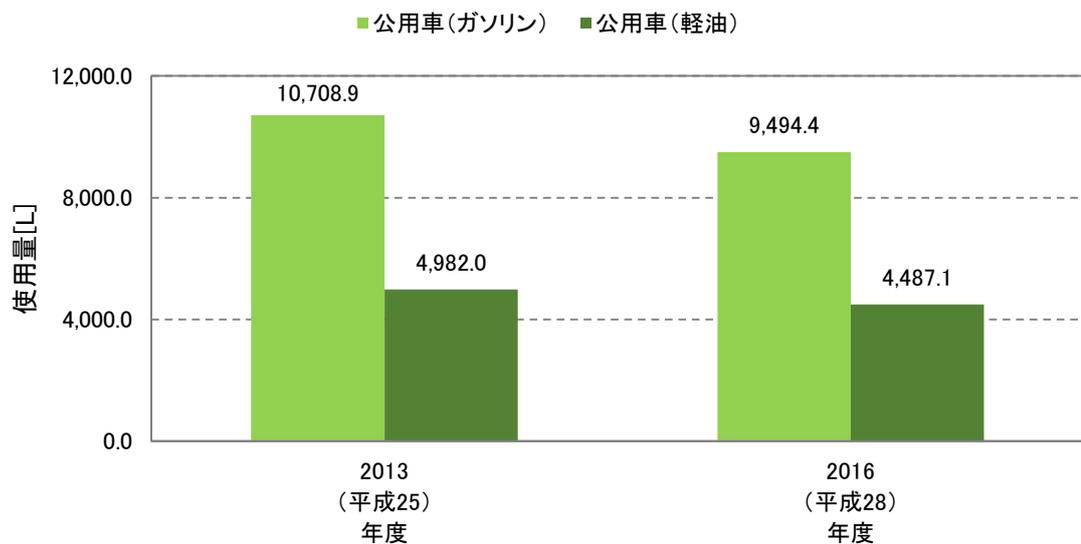
電気は、2013年度（平成25年度）と2016年度（平成28年度）の使用量は同程度となっています。

電気の年間使用量の推移



公用車（ガソリン・軽油）は、2013年度（平成25年度）と比べると2016年度（平成28年度）の使用量は減少しています。

公用車（ガソリン、軽油）の年間使用量の推移



4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

4-1. 目標設定の考え方

地方公共団体実行計画（事務事業編）で設定する目標は、下図に示すように「温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する目標」と、「吸収作用の保全及び強化のための措置に関する目標」に大別されます。

地方公共団体実行計画（事務事業編）で設定する目標の分類

事務事業編の対象範囲

- 温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する目標

「温室効果ガス総排出量」の対象範囲

- ◆ 「温室効果ガス総排出量」に関する目標 ◆

- ◎ 「温室効果ガス総排出量」の削減目標
- ◎ 「温室効果ガス総排出量」を削減する措置の目標
- ◎ 社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標

- 吸収作用の保全及び強化のための措置に関する目標

地球温暖化対策計画では、「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を地方公共団体実行計画（事務事業編）に記載すべきとされていることから、甲良町でも「温室効果ガス総排出量」の削減目標を設定します。

4-2. 温室効果ガス総排出量の削減目標

(1) 「温室効果ガス総排出量」の削減目標

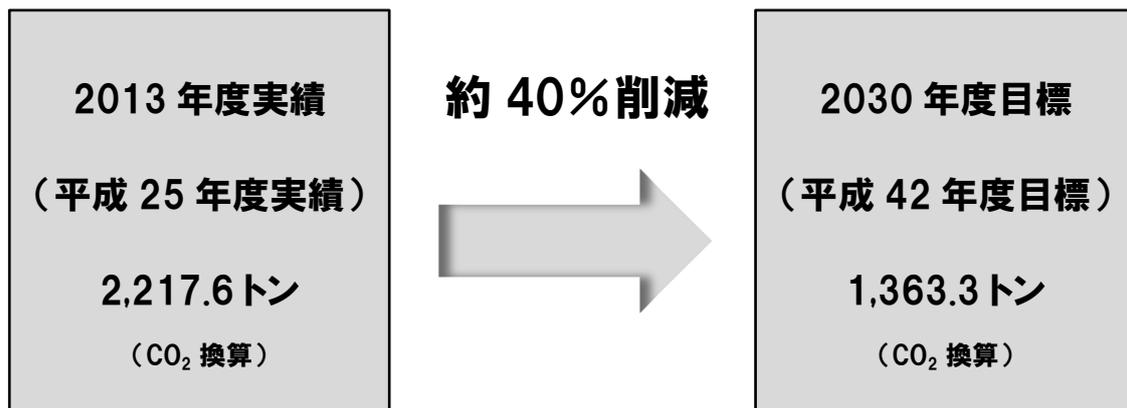
本計画では、「温室効果ガス総排出量」の内、エネルギー起源のCO₂削減を主に取り組むこととし、目標を国の地球温暖化対策計画(中期目標)に準拠し、2013年度を基準に2030年度にCO₂排出量を約40%削減します。

温室効果ガス排出量の削減に向けては、施設の利用や提供サービスに支障をきたすことのないよう注意を払いながら、削減目標に向けて対策を推進していきます。

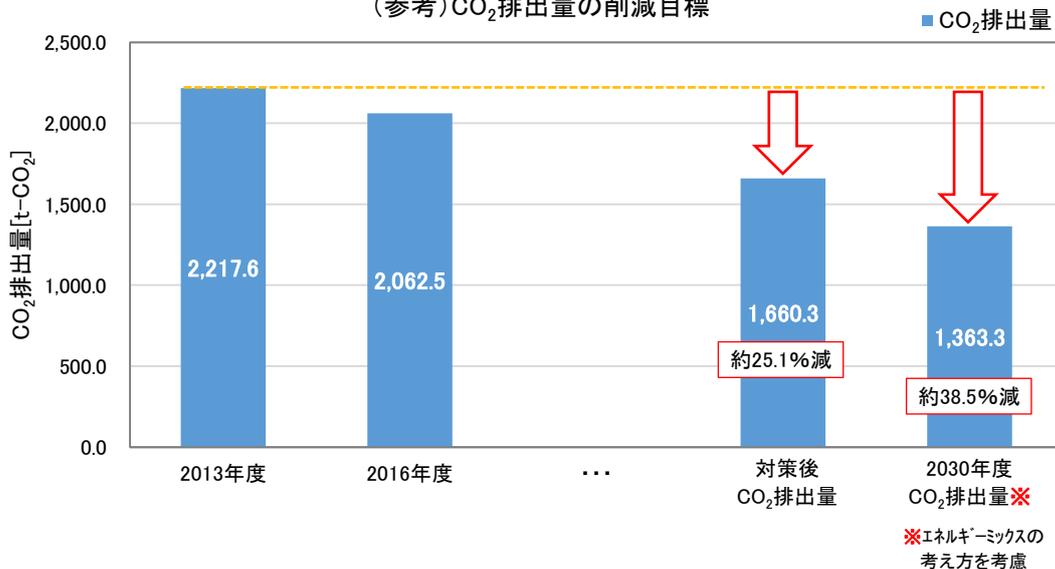
2030年度(平成42年度)の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を
2013年度(平成25年度)比で

約40%削減

することを目指します。



(参考)CO₂排出量の削減目標



5. 目標達成に向けた具体的な措置等

5-1. 目標達成に向けた取組の基本方針

本町では、町民、事業者、行政が一丸となって、それぞれのライフスタイルに合わせた、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」が実践できるように国民運動である「COOL CHOICE」を推進しています。

今後もこの取組を継続して実施するとともに、地球温暖化対策をさらに進めていくために、基本方針を以下のとおり定め、温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向けた取組を実行していくものとします。

基本方針

■ 再生可能エネルギー等の活用

- 太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギー等の活用により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

■ 省エネルギー化の推進と循環型社会の構築

- 公共施設における環境配慮型の設備機器等への改修・更新を計画的に推進するとともに、公共施設の更新時は、省エネ建築物等への建替えを検討します。
- 職員一人ひとりが日常的な事務活動や施設管理において、省エネルギーなどに取り組みます。
- リユース、リサイクル、ごみの分別・排出などの取組を通じて、廃棄物の再資源化や減量化を推進します。
- 省エネやグリーン購入の取組の必要性や効果を職員や町民・事業者へ普及・啓発するなど、協働・連携した地球温暖化対策を推進します。

■ カーボン・マネジメント体制の確立

- 地球温暖化対策を推進していくため、現在の庁内の体制を強化・拡充し、庁内での役割を明確化した多層的なPDCAサイクルを有するカーボン・マネジメント体制の確立を図ります。
- 温室効果ガス排出量を各施設の所管課が把握することによって継続的な改善を実施し、また、算定に係る事務局の事務負担の効率化を目指して温室効果ガス排出量算定システムを導入します。

5-2. 温室効果ガスの削減に関する具体的な措置

目標達成に向けた基本方針を踏まえて、それぞれの事業の特性に応じてハード対策・運用対策に関する具体的な措置を以下に定めます。

(1) 各分野共通の措置

■日常業務に関する取組

項目	取組内容
照明設備	・ 昼休み、トイレ、廊下等におけるこまめな消灯の徹底
	・ 照明設備の間引きの実施、窓側の照明の消灯
	・ 照明器具のこまめな清掃の実施
	・ 計画的、効率的な業務の遂行による時間外勤務の縮減
空調	・ 冷房温度は 28℃、暖房温度は 20℃を目安に温度管理の徹底
	・ ブラインドやカーテンの活用による日射量の調整
	・ 不必要な箇所、時間帯における冷暖房の停止
	・ 定期的なフィルターの点検・清掃の実施
	・ 緑のカーテンの設置推進
	・ ノー残業デーの励行等による計画的、効率的な業務の遂行
	・ クールビズ、ウォームビズの励行など着衣の工夫による温度調整
熱源機器	・ 暖房装置の適正運転の励行
	・ 燃焼設備の定期的な点検
	・ ウォームビズの励行
	・ ガスコンロ等の沸かしすぎに対する注意喚起
OA機器・電化製品	・ 使用しないOA機器、電化製品などの主電源のカット
	・ コピー機や冷蔵庫、電気ポットなどの長時間使用しない機器の省エネモードの設定や電源カット
水の使用	・ トイレや洗面所の使用時の水量調節による日常的な節水の励行
	・ 公用車の洗車時における節水の励行

■省資源・リサイクルに関する取組

項目	取組内容
用紙・事務用品 (使用)	・ 両面印刷、両面コピー、裏面活用の励行
	・ 使用済み封筒の再利用
	・ 文書を同一宛て先にまとめて送る「同封」の徹底
	・ ファイリング等による紙ベースの資料の共有化
	・ 会議資料の簡略化等による用紙の使用枚数の削減
	・ 広報等印刷物の種類、枚数等の点検による印刷物の総量削減
	・ 庁内 LAN や電子メールの活用等、文書の電子化、共有化や簡略化

項目	取組内容
用紙・事務用品 (購入)	・ 印刷物、事務用封筒、各種申請用紙等の使用時には、古紙配合率の高い再生紙を使用
	・ 過剰包装した製品、使い捨て製品の購入抑制
	・ エコマークやグリーンマークのついた環境負荷の少ない製品の優先的な購入
	・ 再生材から作られた製品の購入促進
	・ 「再生PET樹脂繊維」の作業着の購入
	・ 町が購入する物品等に係る環境に優しい製品の例示リスト「グリーン購入例示リスト」の作成
廃棄物の減量化・ 再資源化	・ プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルの推進
	・ 使用済み封筒、ファイル等の再利用の促進
	・ 割り箸・紙コップ、ストロー等の使用の自粛
	・ 新聞、雑誌、用紙類の分類、リサイクルボックスの活用など、ごみの分別徹底と再資源化の促進
	・ 詰め替えやリサイクルが可能な製品の購入
	・ 物品の在庫管理の徹底による期限切れ廃棄等の防止
	・ 樹木の剪定した枝や落ち葉等の再資源化
備品等の長期使用	・ 備品等の修繕等による長期使用促進
	・ 用品を全庁的に効率利用するシステムの導入の検討
	・ 部品の交換修理が可能な製品、保守、修理サービス期間の長い製品の使用

(2) 建築物や設備機器等に関する措置

公共施設など建築物施設の新設・改修時や老朽化した設備・機器等を更新する際に、二酸化炭素排出量の少ない設備機器を導入することで温室効果ガスの排出量を削減します。

■設備機器の更新による取組

項目	取組内容
照明機器	・ 照明のLED化の推進
	・ トイレなど人感センサー付き照明器具の導入推進
	・ 自動制御型照明設備の導入など照明を自動コントロール化の促進
空調機器	・ 蓄熱型空調機などエネルギー消費効率の優れた設備の導入検討
熱源機器	・ ヒートポンプシステムなどエネルギー効率が高い省エネルギー型設備の導入促進
	・ ペレットボイラーなど環境に配慮した設備の導入促進
	・ 経年変化等により効率が低下したポンプの更新
OA機器・ 電化製品	・ 省エネルギータイプのOA機器や電化製品の採用

項目	取組内容
その他	・ 省エネルギー効果を定量的に把握するためのエネルギーマネジメントシステム(EMS)の導入
	・ 環境省の推奨する「L2-Tech リスト」に登録されているエネルギー起源 CO ₂ の排出削減効果の高い設備機器の優先的な採用
	・ トップランナー方式に適合する製品の積極的な採用
	・ 灯油を燃料としている設備の更新に当たっては、灯油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料への変更の検討

■建物の更新による取組

項目	取組内容
ESCO 事業	・ 省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う ESCO 事業の導入の検討
省エネ型建物への更新	・ 公共施設の建築に当たっては、断熱性能の向上を資する建具等の利用、また自然採光、屋上緑化等を活用した省エネ建築物の導入の検討
	・ 公共工事の廃棄物等の発生抑制、再利用、適正処理を基本とする建設副産物対策の推進
	・ 雨水利用設備・排出再利用設備等の活用による水の有効利用
再生可能エネルギーの導入	・ 太陽光発電等の自然エネルギーを利用した建物への更新検討
	・ バイオマスエネルギーの活用の検討
	・ 公共施設におけるコージェネレーション化の推進

(3) 一般廃棄物処理事業に関する措置

本町では、町民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と相互連携を図りつつ、ごみの再資源化、再利用を進め、ごみの減量化を図ります。

■町民・事業者・行政の相互連携による取組

項目	取組内容
ごみ処理体制	・ 環境負荷の少ない収集車両の導入や事業者への働きかけ
周知・啓発	・ 広報紙やホームページなどを通じた、ごみの排出抑制(リデュース)、製品などの再利用(リユース)、資源としての再利用(リサイクル)、ごみの分別・排出についての周知・啓発
	・ マイバック運動やレジ袋削減・過剰包装の抑制、エコショップ制度の活用など、事業者と協力した、ごみ減量化・リサイクルの取組の推進
	・ ごみの減量やリサイクルについての啓発活動の実施
分別収集の推進	・ ごみの再資源化を進めるため、プラスチックごみなど、資源ごみの分別収集の継続的な推進
リサイクルの推進	・ バイオマスの活用等ごみの再資源化率の向上
	・ 役場庁舎等、公共施設設置の小型家電用回収ボックスでの回収の促進
	・ 情報提供による町民間でのリデュース、リユース運動の促進

(4) 水道事業に関する措置

本町では、町民に対して清浄な水を安定的に供給できるように、老朽化した水道施設の適切な更新を実施しつつ、地球温暖化対策を進めるため、水道事業の広域化検討などと連携しつつ省エネルギー・高効率設備の導入や運転の効率化・適正化などを図ります。

項目	取組内容
設備	・ 浄水池や配水池の更新の際は省エネルギー型のポンプ設備にするなど省エネルギー・高効率設備の導入
	・ 水道施設における設備の運転方法の効率化・適正化
	・ 貴重な水資源を最大限に活用できるよう漏水調査の実施や老朽化した配水管の更新をはじめとした漏水対策の実施
周知・啓発	・ 水資源の有効利用のため、町ホームページや広報等を通じて町民の適切な水利用を促進

(5) 下水道事業に関する措置

本町では、町民の衛生的で快適な生活環境を整備するため公共下水道事業を推進しており、管渠の適切な維持管理や不明水（侵入水）対策などの検討を進めます。

項目	取組内容
設備	・ 下水管渠の定期点検等による漏水の早期発見、対策など、適切な維持管理
	・ 管渠の長寿命化と併せた不明水（侵入水）対策の推進による処理場への流入水量の抑制
	・ 水洗便所の用、散水等においては、雨水の利用の促進

(6) 公営交通に関する措置

本町では、地球温暖化対策を進めるため、無駄に燃料等を消費しないように町民ニーズに応じた効率的かつ効果的な運行に努めます。

項目	取組内容
運転方法	・ アイドリングストップの実施
	・ 急発進の抑制などエコドライブの実施
	・ 回送時など旅客を乗せないで走行する距離の縮減
車両の更新	・ 更新時には燃費性能の優れた車両等の使用検討
	・ 電気自動車、ハイブリッド車等の導入検討

(7) その他の排出源対策に関する措置

温室効果ガスの排出量を削減するため、公用車の適正な運用、省エネルギー型の照明の採

用、指定管理者等の環境意識の向上などによる取組を推進します。

■公用車に関する取組

項目	取組内容
運用	・ 近距離移動時における自転車の利用促進
	・ 公共交通機関の優先的な利用促進
	・ 同一方面への公用車の乗り合わせの徹底
	・ タイヤの空気圧の点検など公用車の定期的な点検・整備の実施
	・ 荷物の積み降ろし、人待ち、待機時におけるアイドリングストップの実施
	・ 急発進、空ふかしの抑制などエコドライブの実施
購入	・ 公用車の更新時においては、ハイブリッド車、電気自動車など低公害車の優先的な購入
	・ 公用車の使用実態の精査と台数の削減

■屋外照明に関する取組

項目	取組内容
屋外照明	・ 街灯や公園等における屋外照明のLED化の推進

■職員及び指定管理者等の環境意識の向上に関する取組

項目	取組内容
運用	・ 指定管理者及び関係事業者等などへの滋賀グリーン購入ネットワーク活動の普及啓発や、環境意識の向上と計画の実行に対する協力に関する啓発
	・ 新たな委託契約の締結時や契約更新時における仕様書や協定書、契約書などに温室効果ガス排出量削減等の措置を講ずることの明記
	・ 地球温暖化防止対策に関する職員及び指定管理者への研修機会拡充の検討

(8) 吸収作用の保全及び強化

温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のため、町民・事業者・行政の協働による森林吸収源対策や都市緑化等の推進を図ります。

項目	取組内容
森林吸収源対策	・ 緑地を保全するボランティアの育成や活動の支援
都市緑化等の推進	・ 住宅開発などにおける緑化の指導や町民の緑化意識を高める啓発活動等、地域における緑化活動の促進
	・ 沿道、学校、幼稚園及び公民館等公共施設の緑化の推進
	・ アドプト制度を活用した公園や道路、河川の緑化

5-3. 重点的な取組と CO₂ 削減目標達成に向けたロードマップ

(1) 重点的な取組

①省エネルギー診断対象施設における各種対策の実施

2018年度（平成30年度）に温室効果ガス排出量の多い施設や老朽化による設備更新が必要な各種施設から、本町におけるカーボン・マネジメント推進の「モデル施設」となる下記の施設を選定し省エネルギー診断を実施し、その診断結果を設備更新、運用改善の両面から下表のようにとりまとめました。

これら主要施設の設備更新や運用改善を重点的に取り組むとともに、設備更新にあわせてエネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入し、対策効果の見える化及び点検・評価することによって、各類似施設への横展開を図ります。

施設名	対策種別	対象	項目	削減量 [t-CO ₂]	合計 [t-CO ₂]	削減効果 [t-CO ₂ /m ²]
甲良町 役場	運用改善	空調	電算室の年間冷房の設定温度変更	1.2	16.6	0.001
	運用改善	空調	空調機の分解清掃	1.3		0.001
	設備更新	空調	事務室への循環ファンの導入	0.8		0.001
	設備更新	空調	高効率空調機の導入	2.0		0.002
	設備更新	換気	全熱交換器の導入	1.7		0.001
	設備更新	電気	受変電設備の更新	1.6		0.001
	設備更新	照明	高効率照明(LED)の導入	8.0		0.006
甲良町 公民館	運用改善	空調	空調機の分解清掃	0.8	9.3	0.001
	設備更新	空調	高効率空調機の導入	2.7		0.002
	設備更新	換気	全熱交換器の導入	0.2		0.0002
	設備更新	照明	高効率照明(LED)の導入	4.1		0.004
	設備更新	電気	受変電設備の更新	1.5		0.001
保健福祉 センター	運用改善	給湯	温水ボイラーの空気比の調整	9.5	137.8	0.002
	設備更新	空調	高効率空調機の導入	6.8		0.002
	設備更新	換気	プール系統換気設備へのCO ₂ 制御の導入	9.0		0.002
	設備更新	給湯	プール・浴室ろ過循環ポンプの夜間運転制御(夏期及び中間期)	26.5		0.006
	設備更新	給湯	温水ボイラーの更新(高効率化)	23.9		0.006
	設備更新	照明	高効率照明(LED)の導入	15.3		0.004
	運用改善	給湯	温水ボイラー出口温度の緩和	27.6		0.006
	運用改善	全体	エネルギー管理体制の構築	19.3		0.005

施設名	対策種別	対象	項目	削減量 [t-CO ₂]	合計 [t-CO ₂]	削減効果 [t-CO ₂ /m ²]
甲良 中学校	運用改善	空調	空調機の分解清掃	0.6	35.3	0.0001
	設備更新	換気	職員室への循環ファンの導入	0.7		0.0001
	設備更新	換気	職員室・教室への全熱交換器の導入	1.8		0.0002
	設備更新	空調	特別教室棟のパッケージエアコンの更新	0.6		0.0001
	設備更新	照明	高効率照明(LED)の導入	31.6		0.004
地域総合 センター ふれあいの館	運用改善	空調	空調機の冬期温度設定緩和	0.9	8.5	0.001
	運用改善	空調	空調機の分解清掃	0.9		0.001
	設備更新	換気	全熱交換器の導入	1.4		0.001
	設備更新	照明	高効率照明(LED)の導入	5.3		0.003

(2) CO₂削減目標達成に向けたロードマップ

省エネルギー の推進	重点取組	省エネ診断実施施設における設備更新・運用改善の実施	運用改善の継続的な実施と改善
	行政系施設等	(省エネ診断実施施設における成果を踏まえ後期で他施設への省エネ対策の展開を図る。)	照明のLED化
	教育系施設		空調設備の更新
	事業系施設	運用改善の継続的な実施と改善	照明のLED化
	その他	運用改善の継続的な実施と改善	照明・空調設備の運用による最適化
再生可能エネルギー の導入	太陽光発電導入コスト等の試算	有望施設への太陽光発電導入	
		太陽光発電以外の再エネ導入の検討	
カーボン・ マネジメントの推進		カーボン・マネジメント推進体制の強化	
その他		温室効果ガス削減に向けた取組(車の利用の適正化、各種研修等)	
		2019 ~ 2024 年度	2025 ~ 2030 年度
		前期	後期

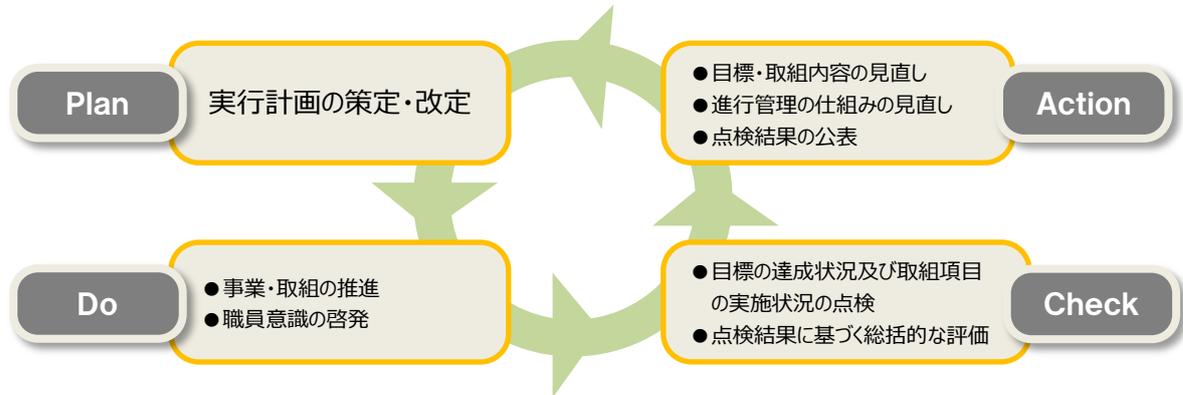
6. 本計画に基づく取組の進行管理の仕組み

6-1. 推進体制と進行管理の方法

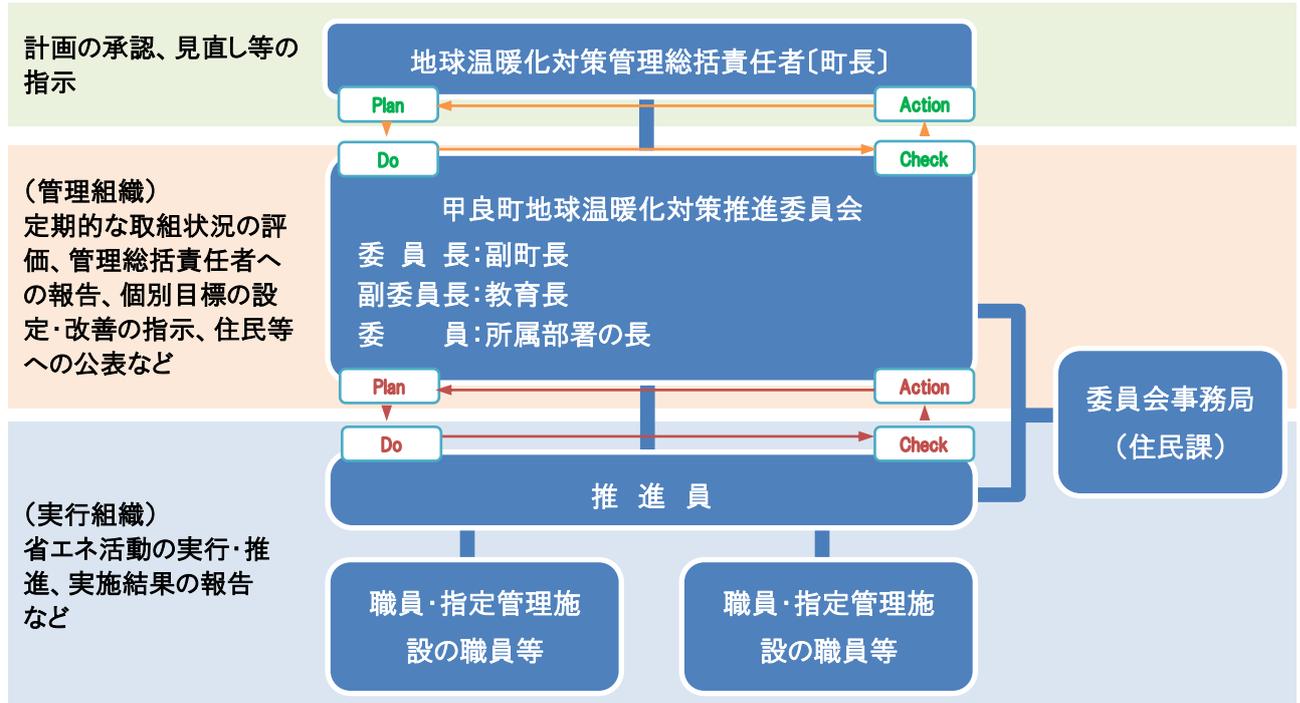
本計画の実効性を高めるためには、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、全職員が関連する取組項目を実践していくことが重要です。

そこで、町長を「地球温暖化対策管理総括責任者」、副町長を「地球温暖化対策推進委員会委員長」とする継続的で多層的なPDCAの運用を行うカーボン・マネジメント体制を構築します。

進行管理におけるPDCAサイクルの概念図



甲良町におけるカーボン・マネジメント運用体制



推進体制では、町内の横断的な地球温暖化対策の取組の調整や個別目標の設定・改善の指示などを行う甲良町地球温暖化対策推進委員会（管理組織）を設置します。

実行組織においては、各職員が責任を持って省エネ活動と継続的な改善に取り組むため推進員を配置し、推進員は個別事業等の実施状況や改善事項を把握します。

また、住民課が委員会事務局となり、各推進員と連携して省エネ等の実施状況等のとりまとめを行います。

6-2. 実施状況の点検・評価

実施状況の点検・評価は、本計画に掲げた目標の達成に向けて、取組が適切に行われ、当該目標が達成されているかという判断を行います。

委員会事務局は、毎年1回、各部局推進員を通じてエネルギー使用量、公用車燃料使用量等の実績を収集し、年間排出量を算出します。

排出量は、甲良町地球温暖化対策推進委員会にて報告し取組内容を評価した上で、取組方針等の修正を行います。

地球温暖化対策実行計画の運用に関する年間スケジュール(案)

	甲良町地球温暖化対策 推進委員会等		委員会事務局		推進員 (各職員)
4月 ～ 6月			<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量調査票の配布 各課等における地球温暖化対策の取組・事業予定調査票の作成・配布 	→	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設等のエネルギー使用量の調査 各課等における地球温暖化対策の取組調査及び事業予定調査
			<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量調査票の集計 年間CO₂排出量への変換・集計 各課等における地球温暖化対策の取りまとめ 	←	<ul style="list-style-type: none"> 各種資料提出
7月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none"> 甲良町地球温暖化対策推進委員会の開催（点検・評価、改善事項など） 	←	<ul style="list-style-type: none"> 委員会への報告資料及び公表用（年度実績）資料の作成 	→	（報告資料などについて適宜、調整）
		→	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の開催結果（点検・評価、改善事項など）のまとめ 	→	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の開催結果の確認、共有 各課等における改善及び実施予定事業の検討

	甲良町地球温暖化対策 推進委員会等		委員会事務局		推進員 (各職員)
10月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策管理総括責任者（町長）への報告 	←	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策管理総括責任者（町長）への報告結果の作成 	←	<ul style="list-style-type: none"> 各課等における改善及び実施予定事業の検討
		→	<ul style="list-style-type: none"> 報告結果のまとめ 	→	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策管理総括責任者（町長）への報告結果に基づく取組の実施、予算措置
1月 ～ 3月			<ul style="list-style-type: none"> 年度実績報告の町ウェブサイト、町広報紙などでの公表 		<ul style="list-style-type: none"> 年度実績報告の周知や地球温暖化対策に関する職員研修等の実施
			<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等に関する報告資料等の作成 	→	<ul style="list-style-type: none"> （報告資料の作成などについて適宜、調整）

計画の中間年度である 2025 年度（平成 37 年度）に計画の見直し（取組項目や目標値等の修正など）を行い、最終年度である 2030 年度（平成 42 年度）に最終評価を行います。

最終評価では、設定した目標値の達成状況を把握し、次に目指すべき目標を定め、地球温暖化防止のための新しい計画策定に繋げていくものとします。

6-3. 実施状況の公表

地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 に基づき、毎年 1 回、事務事業編に基づく措置の実施の状況を公表することが義務付けられています。

このため、町のウェブサイトや広報を通じ、計画の内容や温室効果ガスの排出量などについて広く公表します。



COOL CHOICE賛同証明書

地球温暖化対策のための国民運動
「COOL CHOICE (=賢い選択)」に
ご賛同いただいておりますことを
ここに証明いたします。

企業・団体名

甲良町

ご賛同日

2018/04/28

COOL CHOICE事務局

発行日：2018 / 12 / 10

資-2. 施設別のCO₂排出量の一覧

【2013年度】

No.	施設名	施設区分	建築年度 (西暦)	延床面積 (m ²)	2013年度 CO ₂ 排出量[t-CO ₂]					
					灯油	A重油	液化石油ガス(LPG)	電気	公用車	合計
1	甲良町公民館(LPGのみ)	事務所等	1984	1,139	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	1.7
2	甲良町役場	事務所等	1969	1,266	9.6	5.4	0.9	100.4	19.8	136.1
3	地域総合センターふれあいの館	事務所等	2004	1,560	0.0	0.0	0.0	16.0	0.0	16.0
4	地域総合センターはばたきの館	事務所等	2009	1,348	1.4	0.0	0.0	19.2	0.0	20.6
5	呉竹小集会所	事務所等	1977	120	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
6	緑ヶ丘小集会所	事務所等	1985	152	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9
7	甲良町立図書館	集会所等	1933	1,746	0.0	0.0	0.0	35.0	0.0	35.0
8	保健福祉センター	集会所等	1998	4,277	477.2	0.0	37.2	458.4	6.4	979.2
9	呉竹共同作業所	その他	1971	324	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
10	呉竹梅鶴共同作業所	その他	1994	356	0.9	0.0	0.0	1.9	0.0	2.8
11	手づくり工房せせらぎ	その他	1968	155	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	1.5
12	尼子駅コミュニティハウス	その他	2003	218	0.0	0.0	0.0	6.8	0.0	6.8
13	甲良町サブセンター	その他	1996	448	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	3.0
14	道の駅せせらぎの里こうら	その他	2011	461	0.0	0.0	0.0	49.9	0.0	49.9
15	観光案内所	その他	2014	78	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	甲良東小学校	学校等	1993	7,009	16.3	0.0	0.0	53.0	0.0	69.3
17	甲良西小学校	学校等	1989	6,316	15.6	0.0	1.0	48.0	0.0	64.6
18	甲良中学校	学校等	1980	7,631	0.7	0.0	0.0	107.0	0.0	107.7
19	甲良東保育センター	学校等	1980	2,159	2.1	0.0	14.4	59.8	4.8	81.2
20	甲良西保育センター	学校等	1979	1,931	0.0	0.0	82.1	47.0	3.5	132.6
21	子育て支援センター	学校等	2009	751	0.3	0.0	22.8	6.0	0.0	29.2
22	甲良東児童クラブ	学校等	1974	452	2.0	0.0	0.1	5.5	0.0	7.5
23	デイサービスセンターけやき	福祉施設	2002	202	0.0	0.0	0.0	13.2	0.0	13.2
24	グループホームらくらく	福祉施設	2002	276	0.0	0.0	0.0	10.8	0.0	10.8
25	老人憩の家	福祉施設	1976	172	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2
26	甲良町コミュニティ消防センター	事務所等	1996	230	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
27	呉竹消防車庫	事務所等	2010	24	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
28	甲良町防災水防センター	事務所等	2005	123	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29	甲良町総合公園(管理事務所等)	事務所等	1989	1,185	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	2.9
30	呉竹児童公園(管理事務所等)	事務所等	1980	240	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8
31	犬上集積所	その他	1965	852	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	1.5
32	旧甲良町学校給食センター	その他	1982	610	0.2	64.8	2.1	10.2	1.3	78.6
33	甲良町水道事務所	水道事業	1968	527	0.0	0.0	0.0	359.6	1.8	361.4
34	正楽寺山配水池建物	水道事業	2000	611	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.6
合計					526.4	70.2	162.3	1,420.9	37.7	2,217.6

※1.甲良町役場には別館等の排出量及び甲良町公民館のLPG以外の排出量を含む。

※2.保健福祉センターには温水プールの排出量を含む。保健福祉センターの延床面積は保健福祉センター3,077m²、温水プール1,200m²の合計。

※3.甲良西小学校の延床面積にはせせらぎ夢空間999m²を含む。

※4.甲良東保育センターの延床面積は甲良東幼稚園648m²と甲良第一保育園1,511m²の合計。

※5.甲良西保育センターの延床面積は甲良西幼稚園790m²と甲良第二保育園1,141m²の合計。

※6.子育て支援センターには介護予防トレーニングルーム及びデイサービスセンターかつらぎの排出量を含む。

子育て支援センターの延床面積は子育て支援センター248m²、介護予防トレーニングルーム359m²、デイサービスセンターかつらぎ144m²の合計。

※7.建築年度は複数建物がある場合は古い方とした。

ただし、甲良東小学校、甲良西小学校、甲良中学校については本校舎の建築年度とした。

【2016 年度】

No.	施設名	施設区分	建築 年度 (西暦)	延床 面積 (m ²)	2016年度 CO ₂ 排出量[t-CO ₂]					
					灯油	A重油	液化石油ガ ス(LPG)	電気	公用車	合計
1	甲良町公民館(LPGのみ)	事務所等	1984	1,139	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	1.9
2	甲良町役場	事務所等	1969	1,266	11.0	0.0	1.3	100.9	16.4	129.6
3	地域総合センターふれあいの館	事務所等	2004	1,560	0.5	0.0	0.0	15.5	0.8	16.8
4	地域総合センターはばたきの館	事務所等	2009	1,348	1.1	0.0	0.0	23.3	0.0	24.5
5	呉竹小集会所	事務所等	1977	120	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
6	緑ヶ丘小集会所	事務所等	1985	152	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	1.4
7	甲良町立図書館	集会所等	1933	1,746	0.0	0.0	0.0	33.7	0.0	33.7
8	保健福祉センター	集会所等	1998	4,277	504.3	0.0	32.4	427.8	6.8	971.3
9	呉竹共同作業所	その他	1971	324	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
10	呉竹梅鴨共同作業所	その他	1994	356	0.9	0.0	0.0	1.8	0.0	2.7
11	手づくり工房せせらぎ	その他	1968	155	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	1.4
12	尼子駅コミュニティハウス	その他	2003	218	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	5.3
13	甲良町サブセンター	その他	1996	448	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	2.3
14	道の駅せせらぎの里こうら	その他	2011	461	0.0	0.0	0.0	79.4	0.0	79.4
15	観光案内所	その他	2014	78	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	3.0
16	甲良東小学校	学校等	1993	7,009	0.0	0.0	0.0	49.7	0.0	49.7
17	甲良西小学校	学校等	1989	6,316	0.0	0.0	0.0	50.7	0.0	50.7
18	甲良中学校	学校等	1980	7,631	0.3	0.0	0.0	100.0	0.0	100.3
19	甲良東保育センター	学校等	1980	2,159	0.5	0.0	13.0	62.6	4.0	80.1
20	甲良西保育センター	学校等	1979	1,931	0.0	0.0	69.5	46.2	3.9	119.5
21	子育て支援センター	学校等	2009	751	0.4	0.0	22.6	6.4	0.0	29.4
22	甲良東児童クラブ	学校等	1974	452	1.8	0.0	0.0	6.7	0.0	8.6
23	デイサービスセンターけやき	福祉施設	2002	202	0.0	0.0	0.0	14.7	0.0	14.7
24	グループホームらくらく	福祉施設	2002	276	0.0	0.0	0.0	11.4	0.0	11.4
25	老人憩の家	福祉施設	1976	172	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2
26	甲良町コミュニティ消防センター	事務所等	1996	230	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
27	呉竹消防車庫	事務所等	2010	24	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
28	甲良町防災水防センター	事務所等	2005	123	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29	甲良町総合公園(管理事務所等)	事務所等	1989	1,185	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	2.9
30	呉竹児童公園(管理事務所等)	事務所等	1980	240	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8
31	犬上集積所	その他	1965	852	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0
32	旧甲良町学校給食センター	その他	1982	610	0.0	0.0	0.0	10.1	0.0	10.1
33	甲良町水道事務所	水道事業	1968	527	0.0	0.0	0.0	306.1	1.7	307.8
34	正楽寺山配水池建物	水道事業	2000	611	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.7
合 計					520.8	0.0	140.7	1,367.3	33.6	2,062.5

※1.甲良町役場には別館等の排出量及び甲良町公民館のLPG以外の排出量を含む。

※2.保健福祉センターには温水プールの排出量を含む。保健福祉センターの延床面積は保健福祉センター3,077m²、温水プール1,200m²の合計。

※3.甲良西小学校の延床面積にはせせらぎ夢空間999m²を含む。

※4.甲良東保育センターの延床面積は甲良東幼稚園648m²と甲良第一保育園1,511m²の合計。

※5.甲良西保育センターの延床面積は甲良西幼稚園790m²と甲良第二保育園1,141m²の合計。

※6.子育て支援センターには介護予防トレーニングルーム及びデイサービスセンターかつらぎの排出量を含む。

子育て支援センターの延床面積は子育て支援センター248m²、介護予防トレーニングルーム359m²、デイサービスセンターかつらぎ144m²の合計。

※7.建築年度は複数建物がある場合は古い方とした。

ただし、甲良東小学校、甲良西小学校、甲良中学校については本校舎の建築年度とした。

資-3. 各年度の算定に用いた排出係数

電気の排出係数

電気の排出係数は、算定方法ガイドラインに基づき、環境大臣及び経済産業大臣の告示による実排出係数を用いた。

実排出係数とは、電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量（実二酸化炭素排出量）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数である。

告示時期は、「温室効果ガス総排出量」の算定を行う年度（以下「N年度」と表記）の11月～12月に、前（N-1）年度実績に基づいた排出係数が示される。このため、N年度に行う「温室効果ガス排出量」（N-1年度実績）の算定には、N-2年度の実排出係数を用いるものとした。

注）例えば、2021年度（N年度）に2020年度（N-1年度）の排出量を算定する場合は、2020年11月～12月に示される2019年度（N-2年度）実績に基づいた排出係数（実排出係数）を用いる。

各年度の算定に用いた電気の排出係数

単位：t-CO₂/kWh

算定対象年度 電気事業者名	2013 (平成25)年度	2014 (平成26)年度	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
関西電力株式会社	0.000514	0.000522	0.000531	0.000509	0.000509

出典：電気事業者毎の排出係数一覧
<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html>

電気以外の排出係数

電気以外の排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に基づき、以下のとおりとした。

算定に用いた排出係数（電気を除く）

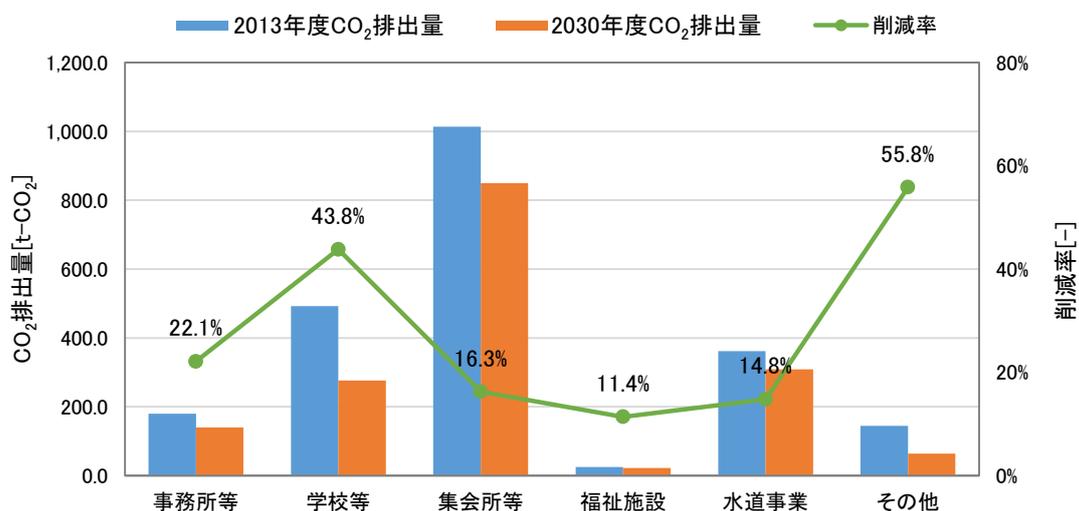
	排出係数		政令の発熱量		参考
	数値	単位	数値	単位	
ガソリン	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/L	2.32 [kg-CO ₂ /L]に相当
灯油	0.0185	kg-C/MJ	36.7	MJ/L	2.49 [kg-CO ₂ /L]に相当
軽油	0.0187	kg-C/MJ	37.7	MJ/L	2.58 [kg-CO ₂ /L]に相当
A重油	0.0189	kg-C/MJ	39.1	MJ/L	2.71 [kg-CO ₂ /L]に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0161	kg-C/MJ	50.8	MJ/kg	3.00 [kg-CO ₂ /kg]に相当

出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条（平成22年3月3日一部改正）

資-4. 施設区別の削減量試算結果

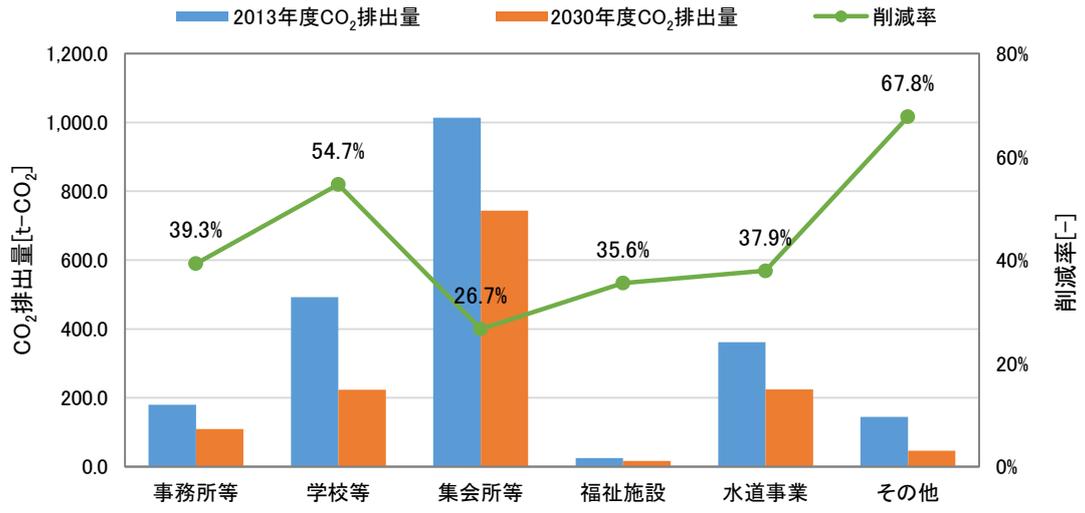
■省エネ対策による削減量試算結果

施設区分	2013（平成 25）年度 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	2030（平成 42）年度 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	目標削減率 (2013 年度比)
事務所等	179.8	140.1	22.1%
学校等	492.1	276.4	43.8%
集会所等	1,014.2	849.3	16.3%
福祉施設	25.2	22.4	11.4%
水道事業	362.0	308.5	14.8%
その他	144.2	63.7	55.8%
合計	2,217.6	1,660.3	25.1%



■エネルギーミックスを考慮した削減量試算結果

施設区分	2013（平成 25）年度 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	2030（平成 42）年度 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	目標削減率 (2013 年度比)
事務所等	179.8	109.1	39.3%
学校等	492.1	223.1	54.7%
集会所等	1,014.2	743.8	26.7%
福祉施設	25.2	16.3	35.6%
水道事業	362.0	224.7	37.9%
その他	144.2	46.4	67.8%
合計	2,217.6	1,363.3	38.5%



資-5. 用語集

用語	内容
アイドリングストップ	・自動車の停車時にエンジンを止めることです。自動車を駐停車したときは速やかにエンジンを停止することで燃費の向上が図られる。
アドプト制度	・アドプトとは「養子にする」の意味。 ・特定非営利活動法人、町内会等の民間団体が、道路や公園など公共の空間を主な活動の場として、緑化、清掃、花壇の整備等に自発的に取り組む取組。
ウォームビズ	・ウォームビズは地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を20℃で快適に過ごすライフスタイルのこと。 ・さらに、政府では2030年度に温室効果ガス排出量26%削減(2013年度比)を達成するため、暖房中の室温を「19℃を目途に過度にならないように適切に調整に努める」方針を定め、地方公共団体にも同様の取組を要請している。
エコドライブ	・省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。 ・アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
エコマーク	・身の回りにある商品の中で、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた環境に優しい製品を示すマークのこと。 ・財団法人日本環境協会が認定を行っている、ISOの規格に則った環境ラベル制度。
ESCO 事業	・Energy Service Companyの略称で、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。 ・ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。
エネルギーマネジメントシステム(EMS)	・電気、熱、ガスなどのエネルギーの見える化や設備の最適運用などを実現するシステムのこと。 ・情報通信技術を用いてエネルギーの使用状況を適切に把握・管理し、省エネルギー及び負荷平準化等によりエネルギーの合理的使用につなげる。
LED	・Light(光を)Emitting(出す)Diode(ダイオード)の3つの頭文字からなる。 ・電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードとも言う。 ・LEDは蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。
エネルギーミックス	・電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化すること。 ・政府の地球温暖化対策計画では、2030年度の削減目標やエネルギーミックスと整合する2030年度の排出係数0.37kg-CO ₂ /kWhという目標を確実に達成していくため、毎年度、その進捗状況を評価するとしている。
カーボン・マネジメント	・CO ₂ を中心とする温室効果ガスについて、排出の抑制や削減に向けた取組のこと。

用語	内容
クールビズ	・クールビズは地球温暖化対策の一環として、2005年から政府が提唱する、冷房時の室温 28℃を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。
グリーン購入	・製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンマーク	・原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク。 ・グリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。
コージェネレーション	・天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。
再生可能エネルギー	・太陽光、水力、バイオマス、風力、地熱など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギーのこと。
太陽光発電	・太陽の光エネルギーを電力に変換する発電方式のこと。
電気自動車	・バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。 ・走行中には、排出ガスを排出しないため、エコカー(低公害車)のひとつとなっている。
トップランナー方式	・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づき、省エネルギー基準を策定する際に、現在商品化されている製品のうち省エネルギー性能が最も優れている機器の性能に合わせることをいう。
バイオマスエネルギー	・石油などの化石資源を除く再生可能な生物由来の有機性資源のことで、太陽光、風力、地熱などととも、再生可能という特徴を持った新エネルギーの一つ。
ハイブリッド車	・エンジンと電気モーターの2つの動力源を持ち、走行条件によって、モーターのみで走行、エンジンのみで走行、モーターとエンジンを同時に使用して走行する自動車のこと。
ヒートポンプシステム	・燃焼から熱エネルギーを取り出す代わりに、地中や大気中、水中などの熱の移動によって取り出すシステムのこと。 ・動力エネルギーの3~6倍近くの熱を利用できるとされており、石油などの化石燃料を燃やして熱を得る従来のシステムに比べ、非常に効率が良く、環境への負荷が低い。
緑のカーテン	・つる性の植物を窓の外に這わせることで夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのこと。 ・冷房によるエネルギーの使用量を減らす省エネルギーの効果やコンクリートや建物に熱を蓄積させないヒートアイランド現象緩和の効果が期待される。
バイオマス	・「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことをいう。
リサイクル	・廃棄物等を再利用、再資源化すること。
リデュース	・生産工程で出るごみや、使用済み製品の発生量を減らすこと。
リユース	・一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

資-6. 関係法令等

資-6.1 地球温暖化対策の推進に関する法律の抜粋

平成二十八年五月二十七日公布（平成二十八年法律第五十号）改正

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 三 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量

（地球温暖化対策計画）

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

- 三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項
 - 四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - 五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
 - 六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
 - 七 第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
 - 八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
 - 九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項
 - 十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全

及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

資-6.2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の抜粋

平成二十八年五月二十七日公布（平成二十八年政令第二百三十一号）改正

（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）

第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下ロにおいて同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の一回キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

（地球温暖化係数）

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

一 二酸化炭素 一

二 メタン 二十五

三 一酸化二窒素 二百九十八

四 トリフルオロメタン 一万四千八百

五 ジフルオロメタン 六百七十五

六 フルオロメタン 九十二

七 一・一・一・二・二一ペンタフルオロエタン 三千五百

八 一・一・一・二・二一テトラフルオロエタン 千百

九 一・一・一・二・二一テトラフルオロエタン 千四百三十

十 一・一・一・二一トリフルオロエタン 三百五十三

十一 一・一・一・一一トリフルオロエタン 四千四百七十

十二 一・二一ジフルオロエタン 五十三

十三 一・一一ジフルオロエタン 百二十四

十四 フルオロエタン 十二

十五 一・一・一・二・三・三・三一ヘプタフルオロプロパン 三千二百二十

- 十六 一・一・一・一・三・三・三ーヘキサフルオロプロパン 九千八百十
- 十七 一・一・一・一・二・三・三ーヘキサフルオロプロパン 千三百七十
- 十八 一・一・一・一・二・二・三ーヘキサフルオロプロパン 千三百四十
- 十九 一・一・二・二・三ーペンタフルオロプロパン 六百九十三
- 二十 一・一・一・一・三・三ーペンタフルオロプロパン 千三十
- 二十一 一・一・一・一・三・三ーペンタフルオロブタン 七百九十四
- 二十二 一・一・一・一・二・三・四・四・五・五・五ーデカフルオロペンタン 千六百四十
- 二十三 パーフルオロメタン 七千三百九十
- 二十四 パーフルオロエタン 一万二千二百
- 二十五 パーフルオロプロパン 八千八百三十
- 二十六 パーフルオロシクロプロパン 一万七千三百四十
- 二十七 パーフルオロブタン 八千八百六十
- 二十八 パーフルオロシクロブタン 一万三百
- 二十九 パーフルオロペンタン 九千百六十
- 三十 パーフルオロヘキサン 九千三百
- 三十一 パーフルオロデカリン 七千五百
- 三十二 六ふっ化硫黄 二万二千八百
- 三十三 三ふっ化窒素 一万七千二百

別表第一 (第三条関係)

一	一般炭	キログラム	二十五・七	〇・〇二四七
二	ガソリン	リットル	三十四・六	〇・〇一八三
三	ジェット燃料油	リットル	三十六・七	〇・〇一八三
四	灯油	リットル	三十六・七	〇・〇一八五
五	軽油	リットル	三十七・七	〇・〇一八七
六	A重油	リットル	三十九・一	〇・〇一八九
七	B重油又はC重油	リットル	四十一・九	〇・〇一九五
八	液化石油ガス(LPG)	キログラム	五十・八	〇・〇一六一
九	液化天然ガス(LNG)	キログラム	五十四・六	〇・〇一三五
一〇	都市ガス	立方メートル	四十四・八	〇・〇一三六

資-6.3 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の抜粋

平成 23 年 3 月 22 日 滋賀県条例第 12 号

(推進計画)

第8条 知事は、低炭素社会づくりに関する施策（県の事務および事業における低炭素社会づくりに寄与するための取組を含む。次項第3号において同じ。）の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 低炭素社会づくりの推進に関する基本的な方針

(3) 低炭素社会づくりに関する施策の内容

(4) 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。次条において同じ。）に関する事項

(5) 温室効果ガスの排出の量の削減目標

(6) 前各号に掲げるもののほか、低炭素社会づくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。